

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 4 回 定 例 会 議 案

令 和 4 年 1 1 月 2 8 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 5 9 号	美濃加茂市手数料の特例に関する条例について	1
議第 6 0 号	定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について	2
議第 6 1 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例について	2 1
議第 6 2 号	美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 について	2 7
議第 6 3 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する 条例について	3 3
議第 6 4 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	3 5
議第 6 5 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部を改正する条例について	6 3
議第 6 6 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について	6 6
議第 6 7 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例について	6 8
議第 6 8 号	美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について	7 0
議第 6 9 号	美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例を 廃止する条例について	8 7
議第 7 0 号	令和 4 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 8 号）	8 8
議第 7 1 号	令和 4 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	1 5 4
議第 7 2 号	令和 4 年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 7 1
議第 7 3 号	令和 4 年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 7 7
議第 7 4 号	指定管理者の指定について（中之島公園）	1 8 6
議第 7 5 号	市道路線の廃止について	1 8 7
議第 7 6 号	市道路線の認定について	1 9 6
議第 7 7 号	美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更すること について	2 0 3

議第 7 8 号	美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて	2 0 5
議第 7 9 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	2 0 7

議第 59 号

美濃加茂市手数料の特例に関する条例について

美濃加茂市手数料の特例に関する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 11 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市手数料の特例に関する条例

令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けている者が、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）に当該個人番号カードを利用した交付にあつては、交付の申請を行う場合の美濃加茂市手数料条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 5 号）附則第 3 項及び別表 1 の部 1 の項に規定する手数料（戸籍謄抄本交付手数料を除く。）については、10 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

（失効）

- 2 この条例は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

議第60号

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第4条 減給は、1年以下の期間、 <u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、報酬の額)の5分の1以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	(減給の効果) 第4条 減給は、1年以下の期間、給料の <u>月額</u> 及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、報酬の額)の5分の1以下に相当する額を減ずるものとする。

(美濃加茂市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市職員の定年等に関する条例(昭和59年美濃加茂市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>目次</u> 第1章 総則(第1条) 第2章 定年制度(第2条—第5条) 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6	

条一第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条)

第5章 雑則 (第13条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規

勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)第9条の3に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の

定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続きは、市の規則で定める。

第5条 削除

(定年に関する施策の調査等)

第6条 (略)

状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の

4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該

異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長すること

ができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たり

の通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（委任）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（平成4年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第</u>	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略)

6条に規定する職をいう。以下第10条において同じ。）を占める職員

(4)・(5) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わ

(3)・(4) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

りにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（<u>非常勤職員を除く。</u>）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u>	2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
--	---

（美濃加茂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 美濃加茂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の<u>条例</u>により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用される職員を除く。） (2)・(3) （略） (4) 美濃加茂市職員の定年等に関する条例（昭和59年美濃加茂市条例第14号。<u>以下「定年等条例」という。</u>）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) <u>定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員</u> (6) （略） 3 （略）	(1) 臨時的に任用される職員その他の<u>法律</u>により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。） (2)・(3) （略） (4) 美濃加茂市職員の定年等に関する条例（昭和59年美濃加茂市条例第14号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) （略） 3 （略）
---	--

（美濃加茂市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第5条 美濃加茂市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成20年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（高齢者部分休業の承認） 第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。 <u>2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。</u> （高齢者部分休業の承認の申請）	（高齢者部分休業の承認） 第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。 <u>（高齢者部分休業の期間）</u> <u>第3条 法第26条の3第1項の条例で定める期間は、5年とする。</u> （高齢者部分休業の承認の申請）

<u>第3条</u> (略) (高齢者部分休業中の給与) <u>第4条</u> (略) (承認の取消し又は休業時間の短縮) <u>第5条</u> (略) (休業時間の延長) <u>第6条</u> (略) (委任) <u>第7条</u> (略)	<u>第4条</u> (略) (高齢者部分休業中の給与) <u>第5条</u> (略) (承認の取消し又は休業時間の短縮) <u>第6条</u> (略) (休業時間の延長) <u>第7条</u> (略) (委任) <u>第8条</u> (略)
--	--

(美濃加茂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正)

第6条 美濃加茂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定年前に退職する意思を有する職員の募集) 第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) (略) 附 則 <u>1</u> この条例は、平成26年4月1日から施行する。 <u>2</u> 当分の間、第2条第1号中「定年」とあるのは「60歳」とし、「20年」とあるのは「15年」とする。	(定年前に退職する意思を有する職員の募集) 第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) (略) 附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第22項の規定は、

公布の日から施行する。

（美濃加茂市職員の再任用に関する条例の廃止）

- 2 美濃加茂市職員の再任用に関する条例（平成13年美濃加茂市条例第16号）は、廃止する。

（美濃加茂市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う関する経過措置）

- 3 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第2条の規定による改正前の美濃加茂市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の美濃加茂市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年。以下「旧条例定年」という。）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 5 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。
- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第13項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後

に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第11項又は第12項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採

用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 9 暫定再任用職員（附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第21項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 13 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。
- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定す

る定年に準じた当該職に係る年齢とする。

- 1 6 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 1 7 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

- 1 8 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 6 項から第 13 項までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この項から第 20 項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 1 9 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 2 0 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、附則第 18 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

- 2 1 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年

相当年齢に達しているもの（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

22 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

23 暫定再任用短時間勤務職員（附則第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。）は、第3条の規定による改正後の美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第18条第2号で規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

議第 6 1 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美濃加茂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 3 4 年美濃加茂市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第 2 条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。 (1) 法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。)以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当 (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当及び住居手当	(給与の種類) 第 2 条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。 (1) 法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員(以下「 <u>再任用職員</u> 」という。)以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当 (2) <u>再任用職員</u> 前号に掲げるもののうち、扶養手当及び住居手当を除いたもの

を除いたもの (非常勤職員の給与)	(非常勤職員の給与)
第4条 常勤を要しない職員(法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。	第4条 常勤を要しない職員(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

(美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号、 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「職員」という。)の給与の種類は、給料、手当、報酬及び費用弁償とする。 2～5 (略) (<u>定年再任用短時間勤務職員等</u> についての適用除外) 第16条 第4条、第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員</u> には適用しない。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号、 <u>第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「職員」という。)の給与の種類は、給料、手当、報酬及び費用弁償とする。 2～5 (略) (<u>再任用職員等</u> についての適用除外) 第16条 第4条、第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員</u> には適用しない。

(美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(1 週間の勤務時間)

第 2 条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分を下らず 31 時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日まで

(1 週間の勤務時間)

第 2 条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分を下らず 31 時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。

4・5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの 5 日

の5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内でこれを割り振るものとする。

3・4 (略)

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年

間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内でこれを割り振るものとする。

3・4 (略)

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市の規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市の規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任

<u>前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数) (2)・(3) (略) 2・3 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第19条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、市の規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	<u>用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市の規則で定める日数) (2)・(3) (略) 2・3 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第19条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、市の規則の定める基準に従い、任命権者が定める。
--	--

(美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年美濃加茂市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次の事項とする。 (1)～(11) (略)	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次の事項とする。 (1)～(11) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22

条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第３条の規定による改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議第 6 2 号

美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市職員の分限に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 2 項及び第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、<u>職員の分限に関し必要な事項を定める。</u> （降任及び免職の手続） 第 2 条 任命権者は、職員をその意に反して降任し、又は免職する場合においては次の各号の<u>いずれかに従わなければならない。</u> （1）法第 2 8 条第 1 項第 1 号の事由による処分を行う場合は、<u>人事評価その他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合（以下「定期評価の全体評価が最下位の段階で</u>	（この条例の目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 2 項及び第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、<u>職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職、及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</u> （降任及び免職の手続） 第 2 条 任命権者は、職員をその意に反して降任し、又は免職する場合においては次の各号の<u>一に従わなければならない。</u> （1）法第 2 8 条第 1 項第 1 号（<u>勤務成績の不良</u>）の事由に<u>因る</u>処分を行う場合は、<u>（勤務成績評定書その他の）勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基き、明らかに勤務実績が不良であると認められた場合</u>とすること。

ある場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められた場合で、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、勤務実績が良くないことが明らかとなるときとすること。

(2) 法第28条第1項第2号の事由による処分を行う場合は、任命権者の指定する医師2人によつて職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないと診断された場合とすること。

(3) 法第28条第1項第3号の事由による処分を行う場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職種に転任させることのできない場合に限ること。

(4) 法第28条第1項第4号の事由による処分を行う場合において、職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者の定めるところによること。ただし、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第56条に定める不利益取扱の禁止の規定に違反してこれを行うことはできない。

2 職員の意に反する降任又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の手続)

第3条 前条第1項第2号及び第2項の規定は、任命権者が法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合に準用する。この場合において、前条第1項第2号中「任命権者の指定する医師2人」とあるのは「任命権者の指定する医師2人（任命権者及び当該職員が同意するときは、任命権者の指定する医師1人とする）が

(2) 同条同項第2号（心身の故障）の事由に因る処分を行う場合は任命権者の指定する医師2人によつて職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないと診断された場合とすること。

(3) 同条同項第3号（適格性の欠除）の事由に因る処分を行う場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職種に転任させることのできない場合に限ること。

(4) 同条同項第4号（廃職過員）の事由に因る処分を行う場合において職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者の定めるところによること。但し、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第56条に定める不利益取扱の禁止の規定に違反してこれを行うことはできない。

2 職員の意に反する降任又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の手続)

第3条 前条第1項第2号及び第2項の規定は任命権者が法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合に準用する。

できる。）」と読み替えるものとする。

(休職の期間)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第1条の2の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。ただし、その期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない限度においてこれを更新することができる。

2 任命権者は、職員が前項の規定による休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、休職は当然終了したものとし、速やかに復職を命じなければならない。ただし、任命権者の指定する医師2人(任命権者及び当該職員が同意するときは、任命権者の指定する医師1人とする)によつて職務の遂行に支障がなく又はこれに堪えうると診断された場合でなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第28条第2項第2号の規定により休職の処分を受けた者で、その事件について罰金以下の刑に処せられたものは、その裁判確定の日において当然に復職する。

5 (略)

(休職者の身分、給与)

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

(休職の期間)

第4条 法第28条第2項第1号(心身の故障に因る休養)の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第1条の2の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。但し、その期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない限度においてこれを更新することができる。

2 任命権者は職員が前項の規定による休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。但し任命権者の指定する医師2人によつて職務の遂行に支障がなく又はこれに堪えうると診断された場合でなければならない。

3 法第28条第2項第2号(刑事事件に因る起訴)の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第28条第2項第2号の規定により休職の処分を受けた者で、その事件について罰金以下の刑に処せられたものはその裁判確定の日において当然に復職する。

5 (略)

(休職者の身分、給与)

第5条 休職者は職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 (略)

(降給の種類)

第6条 降給の種類は、降格（職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することとする。）及び降号（職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することとする。）とする。

(降格の事由)

第7条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂

2 (略)

行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師 2 名によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなとき。

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第 8 条 任命権者は、定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第 9 条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

<u>第10条</u> 職員は、第2条第1項第2号（第3条において準用する場合を含む。）及び第7条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。	
（委任）	（この条例の実施に関し必要な事項）
<u>第11条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。	<u>第6条</u> この条例の実施に関し必要な事項は任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（読替規定）

- 2 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年美濃加茂市条例第●●号）第2条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「新給与条例」という。）附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）附則第7項の規定による降給とする」とする。

（適用除外）

- 3 第9条の規定は、新給与条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定める規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

議第 6 3 号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第 1 条―第 4 条関係)					別表(第 1 条―第 4 条関係)				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
(略)					(略)				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
附属機関 名	所掌事 項	委員の構 成	委員の 定数	委員の 任期	附属機関 名	所掌事 項	委員の構 成	委員の 定数	委員の 任期
(略)					(略)				
美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会	(略)				美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会	(略)			
美濃加茂市学校給食食物アレルギー	学校給食における食物アレルギー	(1) 学校医 (2) 薬剤師 (3) 関	10人以内	審議事項の諮問を受け					

一 対応 方針策 定委員 会	対応方 針の策 定に関 するこ と。	係 行 政 機 関 の 職員	て か ら 答 申 を 行 う まで
-------------------------	--------------------------------	-------------------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠とな る法律、条 例等	報酬 の額	費用 弁償	区分	根拠とな る法律、条 例等	報酬 の額	費用 弁償
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
美濃加茂市予 防接種健康被 害調査委員会 委員		(略)		美濃加茂市予 防接種健康被 害調査委員会 委員		(略)	
美濃加茂市学 校給食食物ア レルギー対応 方針策定委員 会委員							
美濃加茂市高 齢者施策等運 営協議会委員		(略)		美濃加茂市高 齢者施策等運 営協議会委員		(略)	
(略)				(略)			

議第 6 4 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合におい</u>	(勤勉手当) 第 2 1 条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、1 0 0 分の 9 5 (特定管理職員

ては<u>100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の55</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正後）】	にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） 別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正前）】
--	--

【別表第1（改正前）】
給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	(略)							
再任 用職 員以 外の 職員	1	<u>146, 100</u>	<u>195, 500</u>	<u>231, 500</u>	<u>264, 200</u>	<u>289, 700</u>	(略)	
	2	<u>147, 200</u>	<u>197, 300</u>	<u>233, 100</u>	<u>266, 000</u>	<u>291, 900</u>		
	3	<u>148, 400</u>	<u>199, 100</u>	<u>234, 600</u>	<u>267, 800</u>	<u>294, 000</u>		
	4	<u>149, 500</u>	<u>200, 900</u>	<u>236, 200</u>	<u>269, 900</u>	<u>296, 000</u>		
	5	<u>150, 600</u>	<u>202, 400</u>	<u>237, 600</u>	<u>271, 600</u>	<u>297, 900</u>		
	6	<u>151, 700</u>	<u>204, 200</u>	<u>239, 300</u>	<u>273, 400</u>	<u>300, 000</u>		
	7	<u>152, 800</u>	<u>206, 000</u>	<u>240, 800</u>	<u>275, 200</u>	<u>302, 200</u>		
	8	<u>153, 900</u>	<u>207, 800</u>	<u>242, 400</u>	<u>277, 200</u>	(略)		
	9	<u>154, 900</u>	<u>209, 400</u>	<u>243, 500</u>	<u>279, 200</u>			
	1 0	<u>156, 300</u>	<u>211, 200</u>	<u>245, 000</u>	<u>281, 200</u>			
	1 1	<u>157, 600</u>	<u>213, 000</u>	<u>246, 600</u>	<u>283, 100</u>			
	1 2	<u>158, 900</u>	<u>214, 800</u>	<u>247, 900</u>	<u>285, 000</u>			
	1 3	<u>160, 100</u>	<u>216, 200</u>	<u>249, 400</u>	<u>287, 000</u>			
	1 4	<u>161, 600</u>	<u>218, 000</u>	<u>250, 800</u>	<u>288, 900</u>			

1 5	<u>163, 100</u>	<u>219, 700</u>	<u>252, 100</u>	<u>290, 800</u>
1 6	<u>164, 700</u>	<u>221, 500</u>	<u>253, 500</u>	(略)
1 7	<u>165, 900</u>	<u>223, 200</u>	<u>255, 000</u>	
1 8	<u>167, 400</u>	<u>224, 900</u>	<u>256, 500</u>	
1 9	<u>168, 900</u>	<u>226, 500</u>	<u>258, 200</u>	
2 0	<u>170, 400</u>	<u>228, 100</u>	<u>260, 000</u>	
2 1	<u>171, 700</u>	<u>229, 500</u>	<u>261, 600</u>	
2 2	<u>174, 400</u>	<u>231, 200</u>	<u>263, 300</u>	
2 3	<u>177, 000</u>	<u>232, 800</u>	<u>264, 900</u>	
2 4	<u>179, 600</u>	<u>234, 400</u>	<u>266, 500</u>	
2 5	<u>182, 200</u>	<u>235, 400</u>	<u>268, 400</u>	
2 6	<u>183, 900</u>	<u>236, 900</u>	<u>270, 200</u>	
2 7	<u>185, 500</u>	<u>238, 300</u>	<u>271, 900</u>	
2 8	<u>187, 200</u>	<u>239, 500</u>	<u>273, 600</u>	
2 9	<u>188, 700</u>	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	
3 0	<u>190, 400</u>	<u>241, 900</u>	<u>277, 000</u>	
3 1	<u>192, 200</u>	<u>242, 900</u>	<u>278, 800</u>	
3 2	<u>193, 900</u>	<u>244, 100</u>	<u>280, 300</u>	
3 3	<u>195, 500</u>	<u>245, 400</u>	<u>281, 800</u>	
3 4	<u>196, 900</u>	<u>246, 400</u>	<u>283, 700</u>	
3 5	<u>198, 400</u>	<u>247, 600</u>	<u>285, 500</u>	
3 6	<u>199, 900</u>	<u>248, 900</u>	(略)	
3 7	<u>201, 200</u>	<u>249, 800</u>		
3 8	<u>202, 500</u>	<u>251, 100</u>		
3 9	<u>203, 700</u>	<u>252, 300</u>		
4 0	<u>205, 000</u>	<u>253, 600</u>		
4 1	<u>206, 300</u>	<u>255, 000</u>		
4 2	<u>207, 600</u>	<u>256, 400</u>		
4 3	<u>208, 900</u>	<u>257, 600</u>		
4 4	<u>210, 200</u>	<u>258, 800</u>		
4 5	<u>211, 300</u>	<u>260, 000</u>		
4 6	<u>212, 600</u>	<u>261, 200</u>		
4 7	<u>213, 900</u>	<u>262, 500</u>		
4 8	<u>215, 200</u>	<u>263, 600</u>		
4 9	<u>216, 300</u>	<u>264, 700</u>		
5 0	<u>217, 400</u>	<u>265, 800</u>		

5 1	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>				
5 2	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>				
5 3	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>				
5 4	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>				
5 5	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>				
5 6	<u>223,500</u>	(略)				
5 7	<u>223,800</u>					
5 8	<u>224,600</u>					
5 9	<u>225,400</u>					
6 0	<u>226,100</u>					
6 1	<u>226,800</u>					
6 2	<u>227,800</u>					
6 3	<u>228,600</u>					
6 4	<u>229,400</u>					
6 5	<u>230,100</u>					
6 6	<u>230,800</u>					
6 7	<u>231,700</u>					
6 8	<u>232,700</u>					
6 9	<u>233,400</u>					
7 0	<u>234,000</u>					
7 1	<u>234,500</u>					
7 2	<u>235,200</u>					
7 3	<u>236,000</u>					
7 4	<u>236,600</u>					
7 5	<u>237,200</u>					
7 6	<u>237,700</u>					
7 7	<u>238,400</u>					
7 8	<u>239,100</u>					
7 9	<u>239,800</u>					
8 0	<u>240,300</u>					
8 1	<u>240,800</u>					
8 2	<u>241,500</u>					
8 3	<u>242,200</u>					
8 4	<u>242,900</u>					
8 5	<u>243,500</u>					
8 6	<u>244,200</u>					

8 7	<u>244, 900</u>					
(略)						
(略)						

【別表第 1 (改正後)】

給料表

(単位：円)

職員職務の の区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	(略)							
再任用職員 以外の職員	1	<u>150, 100</u>	<u>198, 500</u>	<u>234, 400</u>	<u>266, 000</u>	<u>290, 700</u>	(略)	
	2	<u>151, 200</u>	<u>200, 300</u>	<u>236, 000</u>	<u>267, 700</u>	<u>292, 900</u>		
	3	<u>152, 400</u>	<u>202, 100</u>	<u>237, 500</u>	<u>269, 200</u>	<u>295, 000</u>		
	4	<u>153, 500</u>	<u>203, 900</u>	<u>239, 000</u>	<u>271, 000</u>	<u>297, 000</u>		
	5	<u>154, 600</u>	<u>205, 400</u>	<u>240, 300</u>	<u>272, 700</u>	<u>298, 800</u>		
	6	<u>155, 700</u>	<u>207, 200</u>	<u>241, 900</u>	<u>274, 500</u>	<u>300, 800</u>		
	7	<u>156, 800</u>	<u>209, 000</u>	<u>243, 400</u>	<u>276, 300</u>	<u>302, 600</u>		
	8	<u>157, 900</u>	<u>210, 800</u>	<u>244, 900</u>	<u>278, 300</u>	(略)		
	9	<u>158, 900</u>	<u>212, 400</u>	<u>246, 000</u>	<u>280, 200</u>			
	1 0	<u>160, 300</u>	<u>214, 200</u>	<u>247, 500</u>	<u>282, 200</u>			
	1 1	<u>161, 600</u>	<u>216, 000</u>	<u>249, 000</u>	<u>284, 100</u>			
	1 2	<u>162, 900</u>	<u>217, 800</u>	<u>250, 300</u>	<u>286, 000</u>			
	1 3	<u>164, 100</u>	<u>219, 200</u>	<u>251, 800</u>	<u>287, 900</u>			
	1 4	<u>165, 600</u>	<u>221, 000</u>	<u>253, 000</u>	<u>289, 700</u>			
	1 5	<u>167, 100</u>	<u>222, 700</u>	<u>254, 300</u>	<u>291, 200</u>			
	1 6	<u>168, 700</u>	<u>224, 500</u>	<u>255, 500</u>	(略)			
	1 7	<u>169, 800</u>	<u>226, 100</u>	<u>256, 800</u>				
	1 8	<u>171, 200</u>	<u>227, 800</u>	<u>258, 200</u>				
	1 9	<u>172, 600</u>	<u>229, 400</u>	<u>259, 600</u>				
	2 0	<u>174, 000</u>	<u>230, 900</u>	<u>261, 100</u>				
	2 1	<u>175, 300</u>	<u>232, 200</u>	<u>262, 700</u>				
	2 2	<u>177, 800</u>	<u>233, 800</u>	<u>264, 400</u>				
	2 3	<u>180, 300</u>	<u>235, 400</u>	<u>266, 000</u>				
	2 4	<u>182, 800</u>	<u>236, 900</u>	<u>267, 600</u>				
	2 5	<u>185, 200</u>	<u>237, 900</u>	<u>269, 400</u>				
	2 6	<u>186, 900</u>	<u>239, 400</u>	<u>271, 200</u>				
	2 7	<u>188, 500</u>	<u>240, 700</u>	<u>272, 900</u>				

2 8	<u>190, 200</u>	<u>241, 900</u>	<u>274, 600</u>
2 9	<u>191, 700</u>	<u>243, 100</u>	<u>276, 200</u>
3 0	<u>193, 400</u>	<u>244, 100</u>	<u>277, 900</u>
3 1	<u>195, 200</u>	<u>245, 100</u>	<u>279, 700</u>
3 2	<u>196, 900</u>	<u>246, 100</u>	<u>281, 200</u>
3 3	<u>198, 500</u>	<u>247, 200</u>	<u>282, 400</u>
3 4	<u>199, 900</u>	<u>248, 100</u>	<u>284, 100</u>
3 5	<u>201, 400</u>	<u>249, 000</u>	<u>285, 700</u>
3 6	<u>202, 900</u>	<u>250, 000</u>	(略)
3 7	<u>204, 200</u>	<u>250, 900</u>	
3 8	<u>205, 500</u>	<u>252, 200</u>	
3 9	<u>206, 700</u>	<u>253, 400</u>	
4 0	<u>208, 000</u>	<u>254, 700</u>	
4 1	<u>209, 300</u>	<u>256, 000</u>	
4 2	<u>210, 600</u>	<u>257, 400</u>	
4 3	<u>211, 900</u>	<u>258, 600</u>	
4 4	<u>213, 200</u>	<u>259, 800</u>	
4 5	<u>214, 300</u>	<u>260, 900</u>	
4 6	<u>215, 600</u>	<u>262, 100</u>	
4 7	<u>216, 900</u>	<u>263, 400</u>	
4 8	<u>218, 200</u>	<u>264, 500</u>	
4 9	<u>219, 200</u>	<u>265, 600</u>	
5 0	<u>220, 300</u>	<u>266, 600</u>	
5 1	<u>221, 300</u>	<u>267, 800</u>	
5 2	<u>222, 300</u>	<u>268, 900</u>	
5 3	<u>223, 300</u>	<u>269, 900</u>	
5 4	<u>224, 200</u>	<u>270, 900</u>	
5 5	<u>225, 100</u>	<u>272, 000</u>	
5 6	<u>226, 000</u>	(略)	
5 7	<u>226, 300</u>		
5 8	<u>227, 100</u>		
5 9	<u>227, 800</u>		
6 0	<u>228, 500</u>		
6 1	<u>229, 200</u>		
6 2	<u>230, 000</u>		
6 3	<u>230, 700</u>		

6 4	231, 300				
6 5	231, 900				
6 6	232, 500				
6 7	233, 100				
6 8	233, 800				
6 9	234, 500				
7 0	235, 100				
7 1	235, 600				
7 2	236, 300				
7 3	237, 000				
7 4	237, 600				
7 5	238, 200				
7 6	238, 700				
7 7	239, 300				
7 8	240, 000				
7 9	240, 700				
8 0	241, 200				
8 1	241, 700				
8 2	242, 300				
8 3	242, 900				
8 4	243, 400				
8 5	243, 900				
8 6	244, 500				
8 7	245, 100				
(略)					
(略)					

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年美濃加茂市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。） 第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、<u>この条例に定め</u>	(給料) 第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年美濃加茂市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。） 第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて初任給調整手当、

る初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたものとする。

- 2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところによりその相当額をその職員の給料から控除する。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、別に市長の定めるところに従い、全ての職員の職を前条第2項に規定する級のいずれかに格付し、同条第1項の給料表（以下「給料表」という。）により、それぞれその所属の職員がその毎月の給料の支給を受けるようこの条例を適用しなければならない。

(級等の決定)

第5条 市長は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、市の規則及び市の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに第3条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、別に市の規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤

管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたものとする。

- 2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合に於いては、別に条例で定めるところによりその相当額をその職員の給料から控除する。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は別に市長の定めるところに従いすべての職員の職を前条第2項に規定する級のいずれかに格付し、同条第1項の給料表（以下「給料表」という。）により、それぞれその所属の職員がその毎月の給料の支給を受けるようこの条例を適用しなければならない。

(級等の決定)

第5条 市長は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、市の規則及び市の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに第3条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し又は改定することができる。

- 2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、別に市の規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤

務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額にあつては、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項(任期付短時間勤務職員にあつては第2条第4項)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合等における号給は、別に市の規則で定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額にあつては、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項(育児任期付短時間勤務職員にあつては第2条第4項)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職務から同じ職務の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合等における号給は、別に市の規則で定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等及び育児任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(再任用職員の給料月額)

第5条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(育児短時間勤務の承認を受けた場合(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた場合を含む。)にあつては、当該額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、市の規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

3 55歳(市の規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市の規則で定めるもの)を超える職員に関する第1項の規定の適用については、前項本文の規定にかかわらず、第1項に規定する期間における勤務成績が極めて良好又は特に良好である職員に限り昇給させるものとし、昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて市の規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(給料の支給)

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、市の規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市の規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び育児任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

3 55歳(市の規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市の規則で定めるもの)を超える職員に関する第1項の規定の適用については、前項本文の規定にかかわらず、第1項に規定する期間における勤務成績が極めて良好又は特に良好である職員に限り昇給させるものとし、昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて市の規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 (略)

(給料の支給)

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、 月の1日から末日までとし、給料は、 当該給与期間内において市の規則で定める支給日にその月額的全額を支給する。

第8条 （略）

2・3 （略）

4 職員が停職、無給休暇又は休職の終了により復帰したときは、 その日から給料を支給する。

5 第1項、第2項又は前項の規定により給料を支給する場合であつて、 給与期間の初日から支給するとき以外のとき、 又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給料の調整額）

第9条 市長は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の規定による給料の調整額は、 その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（初任給調整手当）

第9条の2 （略）

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、給料は当該給与期間内において規則で定める支給日にその月額的全額を支給する。

第8条 （略）

2・3 （略）

4 職員が停職、無給休暇又は休職の終了により復帰したときはその日から給料を支給する。

5 第1項、第2項又は前項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給料の調整額）

第9条 市長は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基き給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の規定による給料の調整額はその調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

（初任給調整手当）

第9条の2 （略）

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に

は、<u> </u>同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、<u> </u>市の規則で定める。 (管理職手当) 第9条の3 管理職手当は、<u> </u>管理又は監督の地位にある職員のうち<u>市</u>の規則で指定する<u>も</u><u>の</u>（以下「管理職員」という。）について、その職務の特殊性に基づき、<u>市</u>の規則の定める基準に従い支給する。 2 前項の<u>規定による管理職手当は、当該管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額</u>の100分の25を超えてはならない。 (扶養手当) 第10条 (略) 2 前項の扶養親族とは、<u> </u>次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を<u>受けているもの</u>をいう。 (1)～(6) (略) 3・4 (略) 第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに<u>該当する事実</u>が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (地域手当) 第11条の2 地域手当は、<u>市</u>の規則で定める地域に在勤する職員に支給する。	は同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は市の規則で定める。 (管理職手当) 第9条の3 管理職手当は管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する<u>者</u>（以下「管理職員」という。）について、その職務の特殊性に基づき、規則の定める基準に従い支給する。 2 前項の管理職手当<u>の額は、その管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額</u>の100分の25を超えてはならない。 (扶養手当) 第10条 (略) 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を<u>うけているもの</u>をいう。 (1)～(6) (略) 3・4 (略) 第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに<u>掲げる事実</u>が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (地域手当) 第11条の2 地域手当は、規則で定める地域に在勤する職員に支給する。
---	--

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市の規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市の規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通

勤するものとした場合の通勤距離が片道
2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期
間につき、市の規則で定めるところにより
算出した当該職員の支給単位期間の通勤
に要する運賃等の額に相当する額(以下こ
の号において「運賃等相当額」という。)。
ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月
数で除して得た額(以下この号及び第3号
において「1月当たりの運賃等相当額」と
いう。)が55,000円を超えるときは、
支給単位期間につき、55,000円に支
給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職
員が2以上の交通機関等を利用するもの
として当該運賃等の額を算出する場合に
おいて、1月当たりの運賃等相当額の合計
額が55,000円を超えるときは、当該
職員の通勤手当に係る支給単位期間のう
ち最も長い支給単位期間につき、55,0
00円に当該支給単位期間の月数を乗じ
て得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 市の規則で
定める通勤距離に応じ、支給単位期間につ
き算出した額(定年前再任用短時間勤務職
員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時
間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの
通勤回数を考慮して市の規則で定める職
員にあつては、その額から、その額に市の
規則で定める割合を乗じて得た額を減じ
た額)。ただし、その支給月額、最高3
1,600円を超えることはできない。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等
を利用せず、かつ、自動車等を使用しない

勤するものとした場合の通勤距離が片道
2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期
間につき、市の規則で定めるところにより
算出したその者の支給単位期間の通勤に
要する運賃等の額に相当する額(以下「運
賃等相当額」という。)。ただし、運賃等
相当額を支給単位期間の月数で除して得
た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」
という。))が55,000円を超えるとき
は、支給単位期間につき、55,000円
に支給単位期間の月数を乗じて得た額(そ
の者が2以上の交通機関等を利用するも
のとして当該運賃等の額を算出する場合
において、1箇月当たりの運賃等相当額の
合計額が55,000円を超えるときは、
その者の通勤手当に係る支給単位期間の
うち最も長い支給単位期間につき、55,
000円に当該支給単位期間の月数を乗
じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 市の規則で
定める通勤距離に応じ、支給単位期間につ
き算出した額(再任用短時間勤務職員、育
児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤
務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤
回数を考慮して市の規則で定める職員に
あつては、その額から、その額に市の規則
で定める割合を乗じて得た額を減じた額
を支給する。ただし、その支給月額、最
高31,600円を超えることはできな
い。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等
を利用せず、かつ、自動車等を使用しない

で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1月</u>当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額	で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月</u>当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
3・4 （略）	3・4 （略）
5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として<u>6月</u>を超えない範囲内で<u>1月</u>を単位として市の規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、<u>1月</u>）をいう。	5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として<u>6箇月</u>を超えない範囲内で<u>1箇月</u>を単位として市の規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、<u>1箇月</u>）をいう。
6 （略） （時間外勤務手当）	6 （略） （時間外勤務手当）
第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定	第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定

する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項、第3項、第4項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市の規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日に

する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定に関わらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項、第3項、第4項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市の規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日に

おける勤務のうち市の規則で定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する市の規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。ただし、当該時間が第1項に規定する育児短時間勤務職員等が同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から

おける勤務のうち市の規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する市の規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。ただし、当該時間が第1項に規定する育児短時間勤務職員等が同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から

ら翌日の午前5時までの間である場合には、
100分の175) から100分の100
(その時間が午後10時から翌日の午前5
時までの間である場合には、100分の12
5) を減じた割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

(夜間勤務手当)

第17条 正規の勤務時間として午後10時
から翌日の午前5時までの間に勤務するこ
とを命ぜられた職員には、その間に勤務した
全時間に対して、勤務1時間につき、次条に
規定する勤務1時間当たりの給与額の10
0分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料
の月額及びこれに対する地域手当の月額の
合計額に12を乗じ、その額を1週間当たり
の勤務時間に52を乗じたものから市の規
則で定める時間を減じたもので除して得た
額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当条
例に規定する特殊勤務手当のうち市の規則
で定めるもの(以下この項において「手当」
という。)の支給対象となる勤務に従事した
場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に
定める勤務1時間当たりの給与額に次の各
号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 月額で定められている手当の支給を受
けているときは、その手当の月額に12を
乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に
52を乗じたものから市の規則で定める
時間を減じたもので除して得た額

(2) (略)

(宿日直手当)

翌日の午前5時までの間である場合は、10
0分の175) から100分の100(その
時間が午後10時から翌日の午前5時まで
の間である場合は、100分の125) を減
じた割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

(夜間勤務手当)

第17条 正規の勤務時間として午後10時
から翌日の午前5時までの間に勤務する職
員にはその間に勤務した全時間に対して勤
務1時間につき次条に規定する勤務1時間
当たりの給与額の100分の25を夜間勤
務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料
の月額及びこれに対する地域手当の月額の
合計額に12を乗じ、その額を1週間当たり
の勤務時間に52を乗じたものから規則で
定める時間を減じたもので除して得た額と
する。

2 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当条
例に規定する特殊勤務手当のうち市の規則
で定めるもの(以下この項において「手当」
という。)の支給対象となる勤務に従事した
場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に
定める勤務1時間当たりの給与額に次の各
号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 月額で定められている手当の支給を受
けているときは、その手当の月額に12を
乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に
52を乗じたものから規則で定める時間
を減じたもので除して得た額

(2) (略)

(宿日直手当)

第19条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）

を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において別に市の規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して22,000円を超えない範囲内において市の規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 （略）

（管理職員等についての適用除外）

第19条の3 （略）

2 第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2、第10条並びに第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第10条、第11条及び第11条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、10分の120を乗じて得た額（給料表の適用

第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において別に市の規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して22,000円を超えない範囲内において市の規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 （略）

（管理職員等についての適用除外）

第19条の3 （略）

2 第9条の2、第10条及び第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

3 第10条、第11条及び第11条の3の規定は、育児任期付短時間勤務職員には適用しない。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、10分の120を乗じて得た額（給料表の適用

を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4・5 （略）

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1)・(2) （略）
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当

を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4・5 （略）

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1)・(2) （略）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当

該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 前項の規定により一時差止処分を行つた旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を美濃加茂市公告式条例(昭和33年美濃加茂市条例第15号)第2条第2項に定める市役所の掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けた者に到達したものとみなす。

4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する

該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 前項の規定により一時差止処分を行つた旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を市役所の掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けた者に到達したものとみなす。

4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する

場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養

場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれ

手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～6 （略）

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び

に対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）、12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～6 （略）

非常勤職員

(2) 美濃加茂市職員の定年等に関する条例
(昭和59年美濃加茂市条例第14号) 第
9条の規定により異動期間(同条の規定に
より延長された期間を含む。)を延長され
た管理監督職(同条例第6条に規定する職
をいう。)を占める職員

(3) 美濃加茂市職員の定年等に関する条例
第4条第1項又は第2項の規定により勤
務している職員(同条例第2条に規定する
定年退職日において前項の規定が適用さ
れていた職員を除く。)

9 法第28条の2第4項に規定する他の職
への降任等をされた職員であつて、当該他の
職への降任等をされた日(以下この項及び附
則第11項において「異動日」という。)の
前日から引き続き同一の給料表の適用を受
ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定
により当該職員の受ける給料月額(以下この
項において「特定日給料月額」という。)が
異動日の前日に当該職員が受けていた給料
月額に100分の70を乗じて得た額(当該
額に、50円未満の端数を生じたときはこれ
を切り捨て、50円以上100円未満の端数
を生じたときはこれを100円に切り上げ
るものとする。以下この項において「基礎給
料月額」という。)に達しないこととなる職
員(市の規則で定める職員を除く。)には、
当分の間、特定日以後、附則第7項の規定に
より当該職員の受ける給料月額のほか、基礎
給料月額と特定日給料月額との差額に相当
する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料
を支給される職員の受ける給料月額との合
計額が第5条第2項の規定により当該職員
の属する職務の級における最高の号給の給

<u>料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u> <u>1 1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>1 2 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>1 3 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。</u> <u>1 4 育児短時間勤務職員等に対する附則第7項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。</u> 別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正後）】	別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正前）】
【別表第1（改正前）】	

給料表

(単位：円)

職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
再任用職員以外 の職員	号給	(略)						
再任用職員	(略)							
再任用職員		187,700	(略)					

【別表第 1 (改正後)】

給料表

(単位：円)

職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
定年前任用 短時間勤務 職員以外 の職員	号給	(略)						
定年前任用 短時間勤務 職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
定年前任用 短時間勤務 職員		187,700	(略)					

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される美濃加茂市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条例第2号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される美濃加茂市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年美濃加茂市条例第●●号)第3条の規定による改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条例第2号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再

任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第12条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。
- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 9 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 10 美濃加茂市職員の給与に関する条例第5条第3項及び第4項、第6条、第10条並びに第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議第 6 5 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第 9 条 (略)	第 9 条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 2. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 6 7. 5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 6 2. 5</u> 」とする。
別表（第 7 条関係） 特定任期付職員給料表	別表（第 7 条関係） 特定任期付職員給料表

号給	給料月額	号給	給料月額
1	376,000	1	375,000
(略)		(略)	

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 第10条 (略) 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは、「美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。	(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。 第10条 (略) 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「<u>再任用短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは、「美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する

条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第１条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第 6 6 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例 (昭和 4 1 年美濃加茂市
条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 1 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</u>	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、1 0 0 分の 2 1 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 6 7 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 1 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、1 0 0 分の 2 1 5 を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	
---------------------------------	--

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「議員報酬条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 6 8 号

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市税条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市税条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (5)・(6) (略) (督促) 第 1 4 条 <u>納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後 3 0 日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。</u>	(用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (5)・(6) (略) (<u>督促手数料</u>) 第 1 4 条 <u>徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について 1 0 0 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>

(美濃加茂市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 美濃加茂市道路占用料徴収条例（昭和 3 1 年美濃加茂市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、市道の占用料(以下「占用料」という。)の額及び延滞金の額並びに徴収方法について必要な事項を定めるものとする。 <u>(督促)</u> 第7条 占用料に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例(平成28年美濃加茂市条例第2号)の例による。 (延滞金) 第8条 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる延滞金は、前条に規定する督促に係る占用料の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの期間の日数に応じ、占用料の未納額に年14.5パーセント(当該納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの日の期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。 2 (略) 3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年	(趣旨) 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、市道の占用料(以下「占用料」という。)の額、<u>手数料及び延滞金の額並びに徴収方法について必要な事項を定めるものとする。</u> (手数料及び延滞金) 第7条 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる督促手数料は、督促状1通につき100円とする。 2 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる延滞金は、前項に規定する督促に係る占用料の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの期間の日数に応じ、占用料の未納額に年14.5パーセント(当該納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの日の期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。 3 (略) 4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年

の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。 <u>４</u> 市長は、占用料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。 (違反者に対する占用料) <u>第９条</u> (略) (規則への委任) <u>第１０条</u> (略) 附 則 １・２ (略) ３ 当分の間、<u>第８条第１項</u>に規定する延滞金の年１４．５パーセントの割合及び年７．２５パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．２５パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．５パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．２５パーセントの割合を加算した割合とし、年７．２５パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．２５パーセントの割合を超える場合には、年７．２５パーセントの割合）とする。	の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。 <u>５</u> 市長は、占用料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、<u>督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。</u> (違反者に対する占用料) <u>第８条</u> (略) (規則への委任) <u>第９条</u> (略) 附 則 １・２ (略) ３ 当分の間、<u>第７条第２項</u>に規定する延滞金の年１４．５パーセントの割合及び年７．２５パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．２５パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．５パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．２５パーセントの割合を加算した割合とし、年７．２５パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．２５パーセントの割合を超える場合には、年７．２５パーセントの割合）とする。
---	--

(美濃加茂市水道事業給水条例の一部改正)

第３条 美濃加茂市水道事業給水条例（昭和３３年美濃加茂市条例第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(督促及び遅延損害金)	(督促及び遅延損害金)
第34条の2 <u>料金又は分担金に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成28年美濃加茂市条例第2号）の例による。</u>	第34条の2 <u>料金又は分担金を納期限までに納付しない者があるときは、管理者は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>
2～6 （略）	2～6 （略）

（美濃加茂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）

第4条 美濃加茂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和61年美濃加茂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
美濃加茂市税外収入の<u>督促及び延滞金の徴収に関する</u>条例 （趣旨） 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の3第1項及び第2項</u>の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入（以下「税外収入」という。）に係る<u>督促及び延滞金の徴収</u>について必要な事項を定めるものとする。 （督促） 第2条 <u>督促については、美濃加茂市債権管理条例（平成28年美濃加茂市条例第2号）の例による。</u> （減免） 第4条 市長は、税外収入を納期限までに納入しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。 （委任規定） 第6条 この条例に定めるものを除くほか、<u>督促及び延滞金の徴収</u>に関し必要な事項は市長が定める。	美濃加茂市税外収入の<u>督促手数料及び延滞金徴収</u>条例 （趣旨） 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の3第2項</u>の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入（以下「税外収入」という。）に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>について必要な事項を定めるものとする。 （督促手数料） 第2条 <u>税外収入の納付について督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。</u> （減免） 第4条 市長は、税外収入を納期限までに納入しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、<u>督促手数料及び延滞金</u>を減免することができる。 （委任規定） 第6条 この条例に定めるものを除くほか、<u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>に関し必要な事項は市長が定める。

（美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

第5条 美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成2年美濃加茂市条例第

6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分担金の徴収)	(分担金の徴収)
第4条 (略)	第4条 (略)
<u>(督促)</u>	
<u>第5条 分担金に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成28年美濃加茂市条例第2号）の例による。</u>	
<u>(延滞金)</u>	
<u>第6条 受益者は、分担金を管理者が定める期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、当該期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</u>	
(分担金の徴収猶予等)	(分担金の徴収猶予等)
第7条 (略)	第5条 (略)
(委任)	(委任)
第8条 (略)	第6条 (略)
附 則	附 則
<u>(施行期日)</u>	
1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。	この条例は、平成2年4月1日から施行する。
<u>(延滞金の割合の特例)</u>	
2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）	

<u>に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。</u>	
---	--

（美濃加茂市流域関連公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第６条 美濃加茂市流域関連公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成４年美濃加茂市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（受益者に変更があつた場合の取扱い） 第９条 （略） <u>（督促）</u> 第１０条 負担金に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成２８年美濃加茂市条例第２号）の例による。 （延滞金） 第１１条 （略） ２ 前項の延滞金の徴収については、美濃加茂市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和６１年美濃加茂市条例第２７号）の規定を準用する。この場合において、同条例第３条第２項及び附則第３項中「年１４．６パーセント」とあるのは「年１４．５パーセント」と、「年７．３パーセント」とあるのは「年７．２５パーセント」と読み替えるものとする。	（受益者に変更があつた場合の取扱い） 第９条 （略） （延滞金） 第１０条 （略） ２ 前項の延滞金の徴収については、美濃加茂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和６１年美濃加茂市条例第２７号）の規定を準用する。この場合において、同条例第３条第２項及び附則第３項中「年１４．６パーセント」とあるのは「年１４．５パーセント」と、「年７．３パーセント」とあるのは「年７．２５パーセント」と読み替えるものとする。 <u>（督促手数料）</u> 第１１条 管理者は、督促状を発した場合にお

(委任) 第 1 2 条 (略)	<u>いては、督促状 1 通について 1 0 0 円の督促手数料を徴収するものとする。</u> <u>2 管理者は、負担金を納期限までに納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料を減額し、又は免除することができる。</u> (委任) 第 1 2 条 (略)
--------------------------------	---

(美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部改正)

第 7 条 美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例（平成 5 年美濃加茂市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の徴収) 第 2 条 (略) 2 使用料は、納入通知書又はその他の方法により徴収する。<u>この場合において、下水道の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、期限を指定して通知するものとする。</u> 3 <u>管理者</u>は、前項の規定にかかわらず、施設を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。 (使用料の額) 第 3 条 (略) <u>(督促)</u> 第 4 条 <u>使用料に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成 2 8 年美濃加茂市条例第 2 号）の例による。</u> <u>(延滞金)</u>	(使用料の徴収) 第 2 条 (略) 2 使用料は、納入通知書又はその他の方法により徴収する。 3 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、施設を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。</u> (使用料の額) 第 3 条 (略)

第5条 管理者は、期限までに使用料を納付しない者があるときは、当該使用料に当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して延滞金を徴収するものとする。

（資料の提出）

第6条 （略）

（使用料の減免）

第7条 （略）

（委任）

第8条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第23号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を

（資料の提出）

第4条 （略）

（使用料の減免）

第5条 （略）

（委任）

第6条 （略）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合)
とする。

(美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)
第 8 条 美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例 (平成 7 年美濃加茂市条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(受益者に変更があった場合の取扱い) 第 8 条 (略) <u>(督促)</u> 第 9 条 負担金に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例 (平成 2 8 年美濃加茂市条例第 2 号) の例による。 (延滞金) 第 1 0 条 (略) 2 前項の延滞金の徴収については、美濃加茂市税外収入の<u>督促及び延滞金の徴収に関する条例</u> (昭和 6 1 年美濃加茂市条例第 2 7 号) の規定を準用する。この場合において、同条例第 3 条第 2 項及び附則第 3 項中「年 1 4. 6 パーセント」とあるのは「年 1 4. 5 パーセント」と、「年 7. 3 パーセント」とあるのは「年 7. 2 5 パーセント」と読み替えるものとする。 (委任) 第 1 1 条 (略)	(受益者に変更があった場合の取扱い) 第 8 条 (略) (延滞金) 第 9 条 (略) 2 前項の延滞金の徴収については、美濃加茂市税外収入の<u>督促手数料及び延滞金徴収条例</u> (昭和 6 1 年美濃加茂市条例第 2 7 号) の規定を準用する。この場合において、同条例第 3 条第 2 項及び附則第 3 項中「年 1 4. 6 パーセント」とあるのは「年 1 4. 5 パーセント」と、「年 7. 3 パーセント」とあるのは「年 7. 2 5 パーセント」と読み替えるものとする。 <u>(督促手数料)</u> 第 1 0 条 管理者は、督促状を發した場合においては、<u>督促状 1 通について 1 0 0 円の督促手数料を徴収するものとする。</u> 2 <u>管理者は、負担金を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料を減額し、又は免除することができる。</u> (委任) 第 1 1 条 (略)

(美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年美濃加茂市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（督促及び遅延損害金） 第 18 条 <u>家賃に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成 28 年美濃加茂市条例第 2 号）の例による。</u> 2～6 （略）	（督促及び遅延損害金） 第 18 条 <u>家賃を前条第 2 項に規定する納期限（以下「納期限」という。）までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> 2～6 （略）

（美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正）

第 10 条 美濃加茂市国民健康保険条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険料の督促） 第 34 条 <u>納期限までに保険料を完納しない者があるときは、市長は、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならない。</u> （延滞金の減免） 第 35 条の 2 市長は、保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。	（保険料の督促及び手数料） 第 34 条 <u>納期限までに保険料を完納しない者があるときは、督促状を発しなければならない。</u> <u>2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発布の日から 10 日を経過した日とする。</u> <u>3 督促手数料は、督促状 1 通につき 100 円とする。</u> （督促手数料及び延滞金の減免） 第 35 条の 2 市長は、保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、<u>督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。</u>

（美濃加茂市介護保険条例の一部改正）

第 11 条 美濃加茂市介護保険条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険料の督促） 第 8 条 <u>納期限までに保険料を完納しない者があるときは、市長は、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならない。</u>	（保険料の督促手数料） 第 8 条 <u>保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき 100 円とする。</u>

(延滞金の減免)	(督促手数料及び延滞金の減免)
第9条の2 市長は、保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。	第9条の2 市長は、保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、 <u>督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。</u>

(美濃加茂市蜂屋川公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第12条 美濃加茂市蜂屋川公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成12年美濃加茂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(受益者に変更があった場合の取扱い)	(受益者に変更があった場合の取扱い)
第8条 (略)	第8条 (略)
<u>(督促)</u>	
第9条 <u>負担金に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成28年美濃加茂市条例第2号）の例による。</u>	
(延滞金)	(延滞金)
第10条 (略)	第9条 (略)
2 前項の延滞金の徴収については、美濃加茂市税外収入の <u>督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和61年美濃加茂市条例第27号）の規定を準用する。</u> この場合において、同条例第3条第2項及び附則第3項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。	2 前項の延滞金の徴収については、美濃加茂市税外収入の <u>督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和61年美濃加茂市条例第27号）の規定を準用する。</u> この場合において、同条例第3条第2項及び附則第3項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。
	<u>(督促手数料)</u>
	第10条 <u>管理者は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。</u>
	2 <u>管理者は、負担金を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料を減額し、又は免除することができる。</u>

(委任)	(委任)
第 1 1 条 (略)	第 1 1 条 (略)

(美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第 1 3 条 美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例（平成 1 4 年美濃加茂市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促)	(手数料)
第 5 条 <u>占用料等に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成 2 8 年美濃加茂市条例第 2 号）の例による。</u>	第 5 条 <u>法第 1 0 0 条第 1 項において準用する法第 7 4 条第 1 項に規定する占用料等の督促に係る手数料は、督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。</u>

(美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 1 4 条 美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年美濃加茂市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料の督促)	(保険料の督促手数料)
第 5 条 <u>納期限までに保険料を完納しない者があるときは、市長は、納期限後 3 0 日以内に督促状を発しなければならない。</u>	第 5 条 <u>保険料の督促手数料は、督促状 1 通について、1 0 0 円とする。</u>
(延滞金の減免)	(督促手数料及び延滞金の減免)
第 6 条の 2 市長は、保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。	第 6 条の 2 市長は、保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、 <u>督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。</u>

(美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正)

第 1 5 条 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 4 年美濃加茂市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促及び遅延損害金)	(督促及び遅延損害金)
第 1 2 条の 2 <u>保育料に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成 2 8 年美濃加茂市条例第 2 号）の例による。</u>	第 1 2 条の 2 <u>保育料を第 1 1 条第 2 項に規定する納期限（以下「納期限」という。）までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>
2 ～ 6 (略)	2 ～ 6 (略)

(美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促、延滞金及び遅延損害金) 第18条 <u>保育料等及び保育所等給食費に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成28年美濃加茂市条例第2号）の例による。</u>	(督促、延滞金及び遅延損害金) 第18条 <u>保育料等を第13条第3項又は第14条第3項に規定する市長が定める日（以下「納期限」という。）までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>
	2 <u>第16条第1項の保育所等給食費を同条第3項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>
	3 <u>第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。</u>
<u>2～6</u> (略)	<u>4～8</u> (略)
<u>7</u> 市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、<u>第2項の延滞金及び第3項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</u>	<u>9</u> 市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、<u>第3項の督促手数料並びに第4項の延滞金及び第5項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</u>
附 則 (延滞金の割合等の特例)	附 則 (延滞金の割合等の特例)
3 当分の間、<u>第18条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、</u>	3 当分の間、<u>第18条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、</u>

その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。	その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。
---	---

（美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正）

第 17 条 美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例（平成 27 年美濃加茂市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（督促及び遅延損害金） 第 16 条 <u>一時預かり保育料に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成 28 年美濃加茂市条例第 2 号）の例による。</u> 2～6 （略）	（督促及び遅延損害金） 第 16 条 <u>一時預かり保育料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> 2～6 （略）

（美濃加茂市債権管理条例の一部改正）

第 18 条 美濃加茂市債権管理条例（平成 28 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（督促） 第 9 条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、 <u>履行期限後 30 日以内にこの条例その他の法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>	（督促） 第 9 条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令、条例又はこれらに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例の一部改正）

第 19 条 美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例（平成 28 年美濃加茂市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（督促及び遅延損害金） 第 14 条 <u>利用料に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成 28 年美濃加茂市条例第 2</u>	（督促及び遅延損害金） 第 14 条 <u>利用料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督</u>

号) の例による。	促しなければならない。
2～5 (略)	2～5 (略)

(美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促、延滞金及び遅延損害金) 第19条 <u>保育料等及び保育所等給食費に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例（平成28年美濃加茂市条例第2号）の例による。</u> 2～6 (略) 7 市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、<u>第2項の延滞金及び第3項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</u> 附 則 (延滞金の割合等の特例) 4 当分の間、<u>第19条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>	(督促、延滞金及び遅延損害金) 第19条 <u>保育料等を第14条第3項又は第15条第3項に規定する市長が定める日（以下「納期限」という。）までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> 2 <u>保育所等給食費を第17条第3項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> 3 <u>第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。</u> 4～8 (略) 9 市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、<u>第3項の督促手数料並びに第4項の延滞金及び第5項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</u> 附 則 (延滞金の割合等の特例) 4 当分の間、<u>第19条第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合</u>

をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
--	--

(美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例(平成28年美濃加茂市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促及び遅延損害金) 第14条 <u>家賃に対する督促は、美濃加茂市債権管理条例(平成28年美濃加茂市条例第2号)の例による。</u>	(督促及び遅延損害金) 第14条 <u>家賃を前条第2項に規定する納期限(以下「納期限」という。)までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>
2～6 (略)	2～6 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(市税に係る経過措置)
- 令和4年度以前の会計年度に属する市税に係る督促手数料については、第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(道路占用料に係る経過措置)
- 令和4年度以前の会計年度に属する市道の占用料に係る督促手数料については、第2条の規定による改正後の美濃加茂市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(税外収入に係る経過措置)
- 令和4年度以前の会計年度に属する税外収入に係る督促手数料については、第4条の規定による改正後の美濃加茂市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(流域関連公共下水道事業受益者負担金に係る経過措置)

- 5 令和4年度以前の会計年度に属する流域関連公共下水道事業受益者負担金に係る督促手数料については、第6条の規定による改正後の美濃加茂市流域関連公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特定環境保全公共下水道事業受益者負担金に係る経過措置)

- 6 令和4年度以前の会計年度に属する特定環境保全公共下水道事業受益者負担金に係る督促手数料については、第8条の規定による改正後の美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国民健康保険料に係る経過措置)

- 7 令和4年度以前の会計年度に属する国民健康保険料に係る督促手数料については、第10条の規定による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(介護保険料に係る経過措置)

- 8 令和4年度以前の会計年度に属する介護保険料に係る督促手数料については、第11条の規定による改正後の美濃加茂市介護保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(蜂屋川公共下水道事業受益者負担金に係る経過措置)

- 9 令和4年度以前の会計年度に属する蜂屋川公共下水道事業受益者負担金に係る督促手数料については、第12条の規定による改正後の美濃加茂市蜂屋川公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(河川占用料に係る経過措置)

- 10 令和4年度以前の会計年度に属する流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料に係る督促手数料については、第13条の規定による改正後の美濃加茂市準用河川占用料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(後期高齢者医療保険料に係る経過措置)

- 11 令和4年度以前の会計年度に属する後期高齢者医療保険料に係る督促手数料については、第14条の規定による改正後の美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保育園の保育料等に係る経過措置)

- 12 令和4年度以前の会計年度に属する保育園の保育料等に係る督促手数料については、第16条の規定による改正後の美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(認定こども園の保育料等に係る経過措置)

- 13 令和4年度以前の会計年度に属する認定こども園の保育料等に係る督促手数料については、第20条の規定による改正後の美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 6 9 号

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年美濃加茂市条例第 3 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 70 号

令和 4 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 0, 7 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 0 6 0, 7 7 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,001,123	108,758	4,109,881
	1 国庫負担金	2,551,147	3,120	2,554,267
	2 国庫補助金	1,435,549	105,638	1,541,187
16 県支出金		1,784,105	1,560	1,785,665
	1 県負担金	1,081,179	1,560	1,082,739
18 寄附金		700,000	2,012	702,012
	1 寄附金	700,000	2,012	702,012
20 繰越金		1,471,501	96,131	1,567,632
	1 繰越金	1,471,501	96,131	1,567,632
22 市債		931,760	42,300	974,060
	1 市債	931,760	42,300	974,060
歳入合計		23,810,009	250,761	24,060,770

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		169,700	△22	169,678
	1 議 会 費	169,700	△22	169,678
2 総 務 費		3,810,595	25,574	3,836,169
	1 総務管理費	3,213,507	45,843	3,259,350
	2 徴 税 費	362,385	△10,826	351,559
	3 戸籍住民基本台帳費	149,206	△2,358	146,848
	4 選 挙 費	68,523	△7,141	61,382
	6 監査委員費	13,561	56	13,617
3 民 生 費		8,951,511	138,642	9,090,153
	1 社会福祉費	4,473,843	74,167	4,548,010
	2 児童福祉費	4,076,664	59,487	4,136,151
	3 生活保護費	400,904	4,988	405,892
4 衛 生 費		1,812,315	39,059	1,851,374
	1 保健衛生費	993,140	39,059	1,032,199
5 農林業費		581,294	△1,572	579,722
	1 農 業 費	378,579	△1,129	377,450
	2 林 業 費	202,715	△443	202,272
6 商 工 費		981,190	29,134	1,010,324
	1 商 工 費	981,190	29,134	1,010,324
7 土 木 費		2,554,997	△18,945	2,536,052
	1 土木管理費	23,624	△203	23,421
	2 道路橋りょう費	874,553	△3,231	871,322
	3 河 川 費	107,404	220	107,624
	4 都市計画費	1,457,010	△22,031	1,434,979
	5 住 宅 費	92,406	6,300	98,706
8 消 防 費		795,257	3,459	798,716
	1 消 防 費	795,257	3,459	798,716
9 教 育 費		2,534,561	35,432	2,569,993
	1 教育総務費	452,680	△12,785	439,895
	2 小学校費	277,113	47,000	324,113

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 社会教育費	523,991	3,125	527,116
	6 保健体育費	1,010,440	△1,908	1,008,532
歳 出	合 計	23,810,009	250,761	24,060,770

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事給与管理業務	千円 2,200
7 土木費	5 住宅費	住宅保全管理	12,720
8 消防費	1 消防費	災害時情報伝達体制確立事業	1,938
9 教育費	2 小学校費	小学校施設営繕工事	47,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)		(単位:千円)
事 項	期 間	限 度 額
英語教育推進事業	自 令 和 5 年 度 至 令 和 7 年 度	64,680

第 4 表 地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般道路改修事業	千円 52,100	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その借入先と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により繰 上償還又は低 利に借換えす ることができる。	千円 59,700	変更なし	変更なし	変更なし
新産業集積地区整備 事業	31,000				23,400			
小学校施設営繕工事	10,800				53,100			

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	4,001,123	108,758	4,109,881
	1		国庫負担金	2,551,147	3,120	2,554,267
		1	民生費国庫負担金	2,370,885	3,120	2,374,005
	2		国庫補助金	1,435,549	105,638	1,541,187
		2	民生費国庫補助金	538,151	44,513	582,664
		3	衛生費国庫補助金	106,215	32,412	138,627
		4	土木費国庫補助金	347,317	0	347,317
		6	商工費国庫補助金	159,724	28,713	188,437

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	3,120	1 補装具費負担金
1 社会福祉費補助金	37,513	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（医療機関・福祉施設等電気料金支援補助金交付事業）
2 児童福祉費補助金	7,000	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（医療機関・福祉施設等電気料金支援補助金交付事業）
1 保健衛生費補助金	32,412	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（医療機関・福祉施設等電気料金支援補助金交付事業）
1 道路橋りょう費補助金	8,412	1 社会資本整備総合交付金（一般道路改修事業）
2 都市計画費補助金	△8,412	1 社会資本整備総合交付金（新産業集積地区整備事業）
1 商工費補助金	28,713	1 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金（岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金）

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
16			県支出金	1,784,105	1,560	1,785,665
	1		県負担金	1,081,179	1,560	1,082,739
		1	民生費県負担金	1,034,490	1,560	1,036,050

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 負担金	1,560	1 補装具費負担金

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
18			寄 附 金	700,000	2,012	702,012
	1		寄 附 金	700,000	2,012	702,012
		2	衛生費寄附金	0	1,012	1,012
		6	消防費寄附金	0	1,000	1,000

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	1,471,501	96,131	1,567,632
	1		繰越金	1,471,501	96,131	1,567,632
		1	繰越金	1,471,501	96,131	1,567,632

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	96,131	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
22			市 債	931,760	42,300	974,060
	1		市 債	931,760	42,300	974,060
		4	土 木 債	308,100	0	308,100
		6	教 育 債	89,260	42,300	131,560

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			議 会 費	169,700	△22	169,678		△22
	1		議 会 費	169,700	△22	169,678		△22
		1	議 会 費	169,700	△22	169,678		△22

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△94	一般職給	人件費 78 会計年度任用職員給 △100
3 職員手当等	165	扶養手当 139 地域手当 2 通勤手当 △26 期末手当 9 勤勉手当 54 一般職退職手当負担金 △13	
4 共 済 費	△93	職員共済組合負担金	

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	3,810,595	25,574	3,836,169		25,574
	1		総務管理費	3,213,507	45,843	3,259,350		45,843
		1	一般管理費	822,416	23,639	846,055		23,639
		5	財産管理費	195,209	△250	194,959		△250
		6	企 画 費	1,350,742	24,320	1,375,062		24,320
		7	市民まちづくり推進費	81,460	△836	80,624		△836
		8	生活安全推進費	84,979	△714	84,265		△714
		10	消費生活対策費	7,756	△316	7,440		△316
	2		徴 税 費	362,385	△10,826	351,559		△10,826
		1	税務総務費	187,509	△10,580	176,929		△10,580

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△6,000	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △10,631 34,270
3 職員手当等	△2,493	地域手当 △200 住居手当 160 通勤手当 △309 時間外勤務手当 2,500 期末手当 △1,807 勤勉手当 △330 児童手当 121 特別職期末手当 △1,728 一般職退職手当負担金 △900	
4 共 済 費	32,132	職員共済組合負担金 △3,774 会計年度任用職員健康保険等負担金 36,284 特別職共済負担金 △378	
3 職員手当等	1	期末手当	会計年度任用職員給 △250
4 共 済 費	△251	職員共済組合負担金	
22 償還金、利 子及び割引 料	24,320	新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金返還金	総合戦略事業事務費 24,320
4 共 済 費	△836	職員共済組合負担金	会計年度任用職員給 △836
3 職員手当等	26	期末手当	会計年度任用職員給 △714
4 共 済 費	△740	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	2	期末手当	会計年度任用職員給 △316
4 共 済 費	△318	職員共済組合負担金	
2 給 料	△5,888	一般職給	人件費 △9,758

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	賦課徴収費	174,876	△246	174,630		△246
	3		戸籍住民基本台帳費	149,206	△2,358	146,848		△2,358
		1	戸籍住民基本台帳費	149,206	△2,358	146,848		△2,358
	4		選 挙 費	68,523	△7,141	61,382		△7,141
		1	選挙管理委員会費	7,269	229	7,498		229
		4	市議会議員選挙費	33,372	△7,370	26,002		△7,370
	6		監査委員費	13,561	56	13,617		56
		1	監査委員費	13,561	56	13,617		56

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	△2,302	扶養手当 429 地域手当 △166 住居手当 787 通勤手当 △435 期末手当 △1,310 勤勉手当 △936 児童手当 211 一般職退職手当負担金 △882	会計年度任用職員給 △822
4 共 済 費	△2,390	職員共済組合負担金	
4 共 済 費	△246	職員共済組合負担金	会計年度任用職員給 △246
2 給 料	△675	一般職給	人件費 △1,484 会計年度任用職員給 △874
3 職員手当等	△760	扶養手当 △119 地域手当 △23 住居手当 4 期末手当 △287 勤勉手当 △55 児童手当 △179 一般職退職手当負担金 △101	
4 共 済 費	△923	職員共済組合負担金	
2 給 料	△38	一般職給	人件費 229
3 職員手当等	22	期末手当 △7 勤勉手当 34 一般職退職手当負担金 △5	
4 共 済 費	245	職員共済組合負担金	
1 報 酬	△345	時間額任用職員	人件費 △7,019 会計年度任用職員給 △351
3 職員手当等	△7,019	時間外勤務手当	
8 旅 費	△6	通勤に係る費用弁償	
3 職員手当等	127	扶養手当 60 地域手当 3	人件費 121 会計年度任用職員給 △65

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		期末手当 勤勉手当	14 50
4 共 済 費	△71	職員共済組合負担金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	8,951,511	138,642	9,090,153	49,193	89,449
	1		社会福祉費	4,473,843	74,167	4,548,010	42,193	31,974
		1	社会福祉総務費	835,188	8,778	843,966		8,778
		3	老人福祉費	768,364	32,007	800,371	国庫支出金 32,007	
		4	障がい者福祉費	32,349	5,506	37,855	国庫支出金 5,506	
		5	自立支援費	1,482,223	27,536	1,509,759	国庫支出金 3,120 県支出金 1,560	22,856
		6	福祉医療費	656,394	△166	656,228		△166
		7	国民年金費	15,914	506	16,420		506

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
1 報 酬	1,631	月額任用職員	人件費 7,254 会計年度任用職員給 1,524
2 給 料	3,019	一般職給	
3 職員手当等	3,213	扶養手当 635 地域手当 109 住居手当 △104 通勤手当 204 期末手当 923 勤勉手当 856 児童手当 136 一般職退職手当負担金 454	
4 共 済 費	890	職員共済組合負担金	
8 旅 費	25	通勤に係る費用弁償	
11 役 務 費	7	郵便料	医療機関・福祉施設等電気料金支援 補助金交付事業（介護福祉施設）（ 重点交付金） 32,007
18 負担金、補助及び交付金	32,000	医療機関・福祉施設等電気料金支援 給付金	
11 役 務 費	6	郵便料	医療機関・福祉施設等電気料金支援 補助金交付事業（障がい福祉施設等 ）（重点交付金） 5,506
18 負担金、補助及び交付金	5,500	医療機関・福祉施設等電気料金支援 給付金	
4 共 済 費	△232	職員共済組合負担金	自立支援費事務費 21,527 補装具費助成事業 6,241 会計年度任用職員給 △232
19 扶 助 費	6,241	補装具給付費	
22 償還金、利子及び割引料	21,527	国庫負担金等返還金	
4 共 済 費	△166	職員共済組合負担金	会計年度任用職員給 △166
1 報 酬	1,463	月額任用職員 2,709 時間額任用職員 △1,246	人件費 △1,001 会計年度任用職員給 1,507

(款) 3 民 生 費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	2		児童福祉費	4,076,664	59,487	4,136,151	7,000	52,487
		1	児童福祉総務費	238,228	20,267	258,495		20,267
		3	児童保育費	1,362,960	49,989	1,412,949	国庫支出金 7,000	42,989
		4	保育園施設費	780,732	△7,900	772,832		△7,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△690	一般職給	
3 職員手当等	57	地域手当 △19 通勤手当 △11 期末手当 31 勤勉手当 52 一般職退職手当負担金 4	
4 共済費	△341	職員共済組合負担金	
8 旅費	17	通勤に係る費用弁償	
2 給料	11,544	一般職給	人件費 21,639 会計年度任用職員給 △1,372
3 職員手当等	7,186	扶養手当 52 地域手当 349 通勤手当 216 期末手当 2,490 勤勉手当 2,045 児童手当 301 一般職退職手当負担金 1,733	
4 共済費	1,410	職員共済組合負担金	
8 旅費	127	通勤に係る費用弁償	
18 負担金、補助及び交付金	7,000	医療機関・福祉施設等電気料金支援給付金	私立保育園運営費等補助事業 37,460 医療機関・福祉施設等電気料金支援補助金交付事業（児童福祉施設）（重点交付金） 7,000 児童保育対策事業 5,529
22 償還金、利子及び割引料	42,989	国庫負担金等返還金	
1 報酬	△922	月額任用職員	公立保育園施設管理運営事業 2,174 人件費 △3,950 会計年度任用職員給 △6,124
2 給料	369	一般職給	
3 職員手当等	△251	扶養手当 53 地域手当 △58 住居手当 766 時間外勤務手当 922 管理職手当 △555 期末手当 △1,024 勤勉手当 308 児童手当 31 一般職退職手当負担金 △694	
4 共済費	△9,270	職員共済組合負担金	

(款) 3 民 生 費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		5	カナリヤの家費	71,836	△2,869	68,967		△2,869
	3		生活保護費	400,904	4,988	405,892		4,988
		1	生活保護総務費	37,067	5,337	42,404		5,337
		3	生活困窮者自立支援費	74,568	△349	74,219		△349

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	205	一般廃棄物収集運搬処理	
14 工事請負費	1,969	建築物解体	
1 報 酬	△2,000	月額任用職員	人件費 会計年度任用職員給 383 △3,252
2 給 料	64	一般職給	
3 職員手当等	551	地域手当 3 時間外勤務手当 476 期末手当 △156 勤勉手当 212 一般職退職手当負担金 16	
4 共 済 費	△1,434	職員共済組合負担金	
8 旅 費	△50	通勤に係る費用弁償	
2 給 料	3,140	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 5,433 △96
3 職員手当等	1,358	扶養手当 △19 地域手当 93 住居手当 1 通勤手当 51 期末手当 441 勤勉手当 438 児童手当 △119 一般職退職手当負担金 472	
4 共 済 費	839	職員共済組合負担金	
4 共 済 費	△349	職員共済組合負担金	会計年度任用職員給 △349

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,812,315	39,059	1,851,374	33,424	5,635
	1		保健衛生費	993,140	39,059	1,032,199	33,424	5,635
		1	保健衛生総務費	309,524	39,059	348,583	国庫支出金 32,412 寄附金 1,012	5,635

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	2,995	一般職給	医療機関・福祉施設等電気料金支援 補助金交付事業（医療機関等）（重 点交付金） 32,412
3 職員手当等	2,686	扶養手当 △5 地域手当 91 住居手当 △224 通勤手当 △131 期末手当 759 勤勉手当 1,174 児童手当 361 一般職退職手当負担金 661	人件費 6,549 会計年度任用職員給 △914 健康づくり事業 1,012
4 共 済 費	△46	職員共済組合負担金	
11 役 務 費	12	郵便料	
12 委 託 料	356	健活イベントPR用品製作	
17 備品購入費	656	健活イベント用備品	
18 負担金、補助及び交付金	32,400	医療機関・福祉施設等電気料金支援 給付金	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	581,294	△1,572	579,722		△1,572
	1		農業費	378,579	△1,129	377,450		△1,129
		1	農業委員会費	35,781	△838	34,943		△838
		2	農業総務費	22,094	△195	21,899		△195
		3	農業振興費	67,478	△96	67,382		△96
	2		林業費	202,715	△443	202,272		△443
		1	林業振興費	202,715	△443	202,272		△443

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△79	一般職給	人件費 △838
3 職員手当等	△543	扶養手当 △377 地域手当 △13 通勤手当 △61 期末手当 △73 勤勉手当 △8 一般職退職手当負担金 △11	
4 共 済 費	△216	職員共済組合負担金	
2 給 料	22	一般職給	人件費 △195
3 職員手当等	0	地域手当 2 期末手当 5 勤勉手当 △11 一般職退職手当負担金 4	
4 共 済 費	△217	職員共済組合負担金	
4 共 済 費	△96	職員共済組合負担金	会計年度任用職員給 △96
2 給 料	△360	一般職給	人件費 △347 会計年度任用職員給 △96
3 職員手当等	52	扶養手当 121 地域手当 △7 通勤手当 △23 期末手当 35 勤勉手当 20 児童手当 △149 一般職退職手当負担金 55	
4 共 済 費	△135	職員共済組合負担金	

(款) 6 商 工 費
(項) 1 商 工 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	981,190	29,134	1,010,324	28,713	421
	1		商 工 費	981,190	29,134	1,010,324	28,713	421
		1	商工総務費	321,124	29,134	350,258	国庫支出金 28,713	421

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△2,279	一般職給	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金（新型コロナ対策） 28,713 人件費 612 会計年度任用職員給 △191
3 職員手当等	2,892	通勤手当 145 時間外勤務手当 2,746 期末手当 1	
4 共 済 費	△192	職員共済組合負担金	
18 負担金、補助及び交付金	28,713	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金	

(款) 7 土 木 費
(項) 1 土木管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,554,997	△18,945	2,536,052		△18,945
	1		土木管理費	23,624	△203	23,421		△203
		1	土木総務費	23,624	△203	23,421		△203
	2		道路橋りょう費	874,553	△3,231	871,322	16,012	△19,243
		1	道路維持費	263,233	△2,234	260,999		△2,234
		2	道路新設改良費	522,290	△997	521,293	国庫支出金 8,412 市債 7,600	△17,009
	3		河 川 費	107,404	220	107,624		220
		1	河川総務費	107,404	220	107,624		220

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△14	一般職給	人件費 △203
3 職員手当等	△116	扶養手当 △119 地域手当 △3 期末手当 △23 勤勉手当 29	
4 共 済 費	△73	職員共済組合負担金	
2 給 料	△1,481	一般職給	人件費 △2,234
3 職員手当等	△147	地域手当 △44 通勤手当 △1 時間外勤務手当 1,100 期末手当 △308 勤勉手当 △224 児童手当 △449 一般職退職手当負担金 △221	
4 共 済 費	△606	職員共済組合負担金	
1 報 酬	5	月額任用職員	人件費 △892 会計年度任用職員給 △105
2 給 料	△398	一般職給	
3 職員手当等	△395	扶養手当 △197 地域手当 △16 通勤手当 28 期末手当 △118 勤勉手当 △94 児童手当 61 一般職退職手当負担金 △59	
4 共 済 費	△209	職員共済組合負担金	
2 給 料	24	一般職給	人件費 220
3 職員手当等	221	地域手当 2 期末手当 6 勤勉手当 27 児童手当 181	

(款) 7 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	4		都市計画費	1,457,010	△22,031	1,434,979	△16,012	△6,019
	1		都市計画総務費	307,780	△21,921	285,859	国庫支出金 △8,412 市債 △7,600	△5,909
	4		公園費	161,460	△110	161,350		△110
	5		住宅費	92,406	6,300	98,706		6,300
	1		住宅管理費	92,406	6,300	98,706		6,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		一般職退職手当負担金 5	
4 共 済 費	△25	職員共済組合負担金	
2 給 料	△3,784	一般職給	人件費 △5,380 会計年度任用職員給 △529 新産業集積地区整備事業 △16,012
3 職員手当等	△1,009	地域手当 △113 住居手当 △259 通勤手当 55 時間外勤務手当 900 期末手当 △804 勤勉手当 △793 児童手当 571 一般職退職手当負担金 △566	
4 共 済 費	△1,116	職員共済組合負担金	
12 委 託 料	△16,012	スカイロードインター線詳細設計等	
3 職員手当等	1	期末手当	会計年度任用職員給 △110
4 共 済 費	△111	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	6,300	市営ハイツ矢田住宅下水道切替	住宅保全管理 6,300

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	795,257	3,459	798,716	1,000	2,459
	1		消 防 費	795,257	3,459	798,716	1,000	2,459
		1	消 防 費	668,670	752	669,422	寄附金 231	521
		3	災害対策費	62,783	2,707	65,490	寄附金 769	1,938

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	102	一般職給	人件費 561 会計年度任用職員給 △95
3 職員手当等	405	扶養手当 25 地域手当 4 住居手当 100 通勤手当 89 期末手当 26 勤勉手当 145 一般職退職手当負担金 16	消防団活動事業 286
4 共 済 費	△41	職員共済組合負担金	
10 需 用 費	286	消耗品費	
10 需 用 費	1,938	修繕料	地域防災力強化事業 769 災害時情報伝達体制確立事業 1,938
14 工事請負費	169	電気自動車用コンセント設置	
17 備品購入費	600	防災備蓄用物置	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,534,561	35,432	2,569,993	42,300	△6,868
	1		教育総務費	452,680	△12,785	439,895		△12,785
		2	事務局費	397,565	△9,895	387,670		△9,895
		3	教育センター費	52,653	△2,890	49,763		△2,890
	2		小学校費	277,113	47,000	324,113	42,300	4,700
		1	小学校管理費	230,346	47,000	277,346	市債 42,300	4,700
	5		社会教育費	523,991	3,125	527,116		3,125
		1	社会教育総務費	38,930	86	39,016		86
		2	交流センター費	74,728	4,468	79,196		4,468

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△2,883	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △2,359 △7,536
3 職員手当等	△564	扶養手当 181 地域手当 △80 通勤手当 △23 時間外勤務手当 1,000 期末手当 △452 勤勉手当 △476 児童手当 501 特別職期末手当 △979 特別職退職手当負担金 196 一般職退職手当負担金 △432	
4 共 済 費	△6,448	職員共済組合負担金 △7,759 特別職共済負担金 1,311	
2 給 料	△715	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △1,222 △1,668
3 職員手当等	△263	地域手当 △21 期末手当 △92 勤勉手当 △43 一般職退職手当負担金 △107	
4 共 済 費	△1,912	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	47,000	学校施設営繕	小学校施設営繕工事 47,000
2 給 料	△4	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 196 △110
3 職員手当等	212	時間外勤務手当 200 勤勉手当 12	
4 共 済 費	△122	職員共済組合負担金	
2 給 料	2,760	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 4,535 △67
3 職員手当等	1,189	扶養手当 △257 地域手当 76 通勤手当 △60 期末手当 482	

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		4	図書館費	107,336	△2,341	104,995		△2,341
		6	文化会館費	62,772	△113	62,659		△113
		7	文化の森費	196,272	1,025	197,297		1,025
	6		保健体育費	1,010,440	△1,908	1,008,532		△1,908
		1	保健体育総務費	95,652	△821	94,831		△821

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
		勤勉手当 533 一般職退職手当負担金 415	
4 共 済 費	519	職員共済組合負担金	
1 報 酬	1,606	月額任用職員	中央図書館施設管理事業 983 人件費 △4,406 会計年度任用職員給 1,082
2 給 料	△2,572	一般職給	
3 職員手当等	△1,085	地域手当 △76 期末手当 △362 勤勉手当 △262 一般職退職手当負担金 △385	
4 共 済 費	△1,298	職員共済組合負担金	
8 旅 費	25	通勤に係る費用弁償	
10 需 用 費	983	プロパンガス代	
2 給 料	16	一般職給	人件費 93 会計年度任用職員給 △206
3 職員手当等	22	扶養手当 △41 通勤手当 27 期末手当 △4 勤勉手当 36 一般職退職手当負担金 4	
4 共 済 費	△151	職員共済組合負担金	
1 報 酬	752	月額任用職員	人件費 589 会計年度任用職員給 436
2 給 料	149	一般職給	
3 職員手当等	351	扶養手当 △179 住居手当 295 通勤手当 52 期末手当 40 勤勉手当 120 一般職退職手当負担金 23	
4 共 済 費	△614	職員共済組合負担金	
8 旅 費	387	通勤に係る費用弁償	
2 給 料	101	一般職給	人件費 △422

(款)	9	教育費
(項)	6	保健体育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		3	学校給食センター費	633,664	△1,087	632,577		△1,087

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	△589	扶養手当 △268 地域手当 △4 通勤手当 27 時間外勤務手当 235 期末手当 △103 勤勉手当 △13 児童手当 △479 一般職退職手当負担金 16	会計年度任用職員給 △399
4 共 済 費	△384	職員共済組合負担金	
8 旅 費	51	通勤に係る費用弁償	
2 給 料	△5	一般職給	人件費 △887 会計年度任用職員給 △200
3 職員手当等	△729	通勤手当 △19 期末手当 △228 勤勉手当 △482	
4 共 済 費	△353	職員共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		26,952	8,479 (4.4)			8,477	43,908	6,129	50,037	
	議 員	16	70,607		30,359 (4.4)				100,966	22,633	123,599	
	その他の 特別職	1,609	82,119						82,119		82,119	
	計	1,628	152,726	26,952	38,838			8,477	226,993	28,762	255,755	
補正前	長 等	3		26,952	11,186 (4.3)			8,281	46,419	5,196	51,615	
	議 員	16	70,607		30,359 (4.3)				100,966	22,633	123,599	
	その他の 特別職	1,609	82,119						82,119		82,119	
	計	1,628	152,726	26,952	41,545			8,281	229,504	27,829	257,333	
比較	長 等				△ 2,707			196	△ 2,511	933	△ 1,578	
	議 員											
	その他の 特別職											
	計				△ 2,707			196	△ 2,511	933	△ 1,578	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	807 (1)	629,183	1,170,662	939,103	2,738,948	481,337	3,220,285	
補正前	809	626,993	1,174,316	935,218	2,736,527	478,260	3,214,787	
比較	△ 2 (1)	2,190	△ 3,654	3,885	2,421	3,077	5,498	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,376	37,700	16,682	14,368	30	122,084	37,462	282,554	216,360	1,074	178,413	
	補正前	32,262	37,809	15,156	14,573	30	119,024	38,017	284,420	213,942	1,074	178,911	
	比較	114	△ 109	1,526	△ 205		3,060	△ 555	△ 1,866	2,418		△ 498	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	323 (1)		1,170,662	890,998	2,061,660	393,442	2,455,102	
補正前	327		1,174,316	887,461	2,061,777	397,583	2,459,360	
比較	△ 4 (1)		△ 3,654	3,537	△ 117	△ 4,141	△ 4,258	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,376	37,700	16,682	14,368	30	122,084	37,462	234,449	216,360	1,074	178,413	
	補正前	32,262	37,809	15,156	14,573	30	119,024	38,017	236,663	213,942	1,074	178,911	
	比較	114	△ 109	1,526	△ 205		3,060	△ 555	△ 2,214	2,418		△ 498	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	484	629,183		48,105	677,288	87,895	765,183	
補正前	482	626,993		47,757	674,750	80,677	755,427	
比較	2	2,190		348	2,538	7,218	9,756	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	48,105
	補正前	47,757
	比較	348

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	△ 3,654	給与改定に伴う増減分	3,264 給与改定率(0.28%)	
		その他の増減分	△ 6,918 新陳代謝・人事異動に伴う増減分	
職員手当	3,885	給与改定に伴う増減分	12,416 地域手当 99 期末手当 686 勤勉手当 11,140 退職手当負担金 491	勤勉手当0.1月分増
			△ 8,531 扶養手当 114 地域手当 △ 208 住居手当 1,526 通勤手当 △ 205 時間外勤務手当 3,060 管理職手当 △ 555 期末手当 △ 2,552 勤勉手当 △ 8,722 退職手当負担金 △ 989	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	308,648	—
	平均給与月額(円)	376,998	—
	平均年齢(歳)	42.5	—
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	305,863	—
	平均給与月額(円)	365,317	—
	平均年齢(歳)	41.8	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	154,600	154,600
大学卒	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年10月1日現在	1級	43	13.35	1級	1	100.00
		(1)	(100.00)			
	2級	70	21.74	2級		
	3級	75	23.29	3級		
	4級	29	9.01	4級		
	5級	63	19.57	5級		
	6級	34	10.56			
	7級	8	2.48			
	計	322	100.00	計	1	100.00
		(1)	(100.00)			
令和3年10月1日現在	1級	50	15.53	1級	1	100.00
	2級	67	20.81	2級		
	3級	69	21.43	3級		
	4級	28	8.70	4級		
	5級	67	20.81	5級		
		(1)	(100.00)			
	6級	34	10.56			
	7級	7	2.16			
	計	322	100.00	計	1	100.00
		(1)	(100.00)			

()内は短時間勤務職員数を計上

(令和4年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種	
				一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)		323	322	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		272	271	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)	5	5	
		2号給 (人)	5	5	
		3号給 (人)	19	19	
		4号給 (人)	183	182	1
		5号給 (人)	1	1	
		6号給 (人)	59	59	
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		84.2	84.2	100.0
補正前	職員数(A) (人)		327	326	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		267	266	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)	5	5	
		2号給 (人)	1	1	
		3号給 (人)	28	28	
		4号給 (人)	233	232	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		81.7	81.6	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有	
補正前	2.15 (1.125)	2.15 (1.125)	4.3 (2.25)	有	
国の制度	2.15 (1.125)	2.25 (1.175)	4.4 (2.3)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	特別区	各務原市	美濃加茂市
支給率(%)	20.0	3.0	3.0
支給対象職員数(人)	1	1	320
国の指定基準に 基づく支給率(%)	20.0	3.0	3.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
英語教育推進事業	千円		
	64,680		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円			千円	千円
R5-R7	64,680				64,680

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,771,252	7,655,598	878,960	776,505	7,758,053
(1) 総務	124,906	125,688	24,400	17,167	132,921
(2) 民生	135,100	607,100	49,000	9,608	646,492
(3) 衛生		304,800			304,800
(4) 農林	178,083	135,337	12,000	28,523	118,814
(5) 商工	7,976	5,796		2,211	3,585
(6) 土木	1,964,763	1,862,606	330,300	272,479	1,920,427
(7) 消防	1,051,600	1,123,446	173,300	91,354	1,205,392
(8) 教育	3,308,824	3,490,825	289,960	355,163	3,425,622
2 災害復旧債	23,556	37,012	3,600	2,754	37,858
(1) 補助災害	9,589	2,300	3,600	1,666	4,234
(2) 単独災害	13,967	34,712		1,088	33,624
3 その他	7,802,397	7,961,485	400,000	727,084	7,634,401
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	195,615	161,151		36,971	124,180
(3) 財源対策債等	85,605	51,465		22,027	29,438
(4) 臨時財政対策債	7,521,177	7,748,869	400,000	668,086	7,480,783
合 計	14,597,205	15,654,095	1,282,560	1,506,343	15,430,312

議第 7 1 号

令和 4 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 9 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 1 5 0, 2 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		852,416	1,497	853,913
	2 国庫補助金	187,688	1,497	189,185
5 支払基金交付金		1,019,958	1,616	1,021,574
	1 支払基金交付金	1,019,958	1,616	1,021,574
6 県支出金		564,066	748	564,814
	2 県補助金	28,927	748	29,675
8 繰入金		712,204	2,129	714,333
	2 基金繰入金	43,103	2,129	45,232
歳入合計		4,144,270	5,990	4,150,260

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		202,478	5,990	208,468
	1 介護予防・生活支援サービス事業諸費	63,236	5,957	69,193
	4 その他諸費	302	33	335
歳 出 合 計		4,144,270	5,990	4,150,260

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
4			国庫支出金	852,416	1,497	853,913
	2		国庫補助金	187,688	1,497	189,185
		2	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	17,144	1,497	18,641

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	1,497	1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分

(款) 5 支払基金交付金
(項) 1 支払基金交付金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
5			支払基金交付金	1,019,958	1,616	1,021,574
	1		支払基金交付金	1,019,958	1,616	1,021,574
		2	地域支援事業支援交付金	23,145	1,616	24,761

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	1,616	1 支払基金交付金 地域支援事業 現年度分

(款) 6 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
6			県支出金	564,066	748	564,814
	2		県補助金	28,927	748	29,675
		1	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	10,715	748	11,463

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	748	1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分

(款) 8 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰 入 金	712, 204	2, 129	714, 333
	2		基金繰入金	43, 103	2, 129	45, 232
		1	介護給付費準備基金繰入金	43, 103	2, 129	45, 232

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	2,129	1 介護給付費準備基金繰入金

3 歳 出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業諸費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
3			地域支援事業費	202,478	5,990	208,468	5,990	
	1		介護予防・生活支援サービス事業諸費	63,236	5,957	69,193	5,957	
		1	介護予防・生活支援サービス事業諸費	63,236	5,957	69,193	国庫支出金 1,489 県支出金 744 基金交付金 1,608 繰入金 2,116	
	4		その他諸費	302	33	335	33	
		1	審査支払手数料	302	33	335	国庫支出金 8 県支出金 4 基金交付金 8 繰入金 13	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	5,957	総合事業負担金	介護予防・生活支援サービス事業諸費 5,957
11 役 務 費	33	審査支払手数料	審査支払手数料 33

議第 7 2 号

令和 4 年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度美濃加茂市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出	
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業費用	1, 630, 924 千円	25, 200 千円	1, 656, 124 千円
第 1 項 営業費用	1, 583, 608 千円	25, 200 千円	1, 608, 808 千円

（債務負担行為の補正）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道事業検針・窓口・収納等業務	自 令和 5 年度 至 令和 9 年度	千円 324, 500

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

令和4年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,630,924	25,200	1,656,124
	1 営業費用		1,583,608	25,200	1,608,808
		1 原水及び浄水費	735,131	22,600	757,731
		2 配水及び給水費	153,456	2,600	156,056

令和4年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 7,820
減価償却費	526,846
賞与引当金の増減額(減少は△)	84
長期前受金戻入益	△ 298,987
受取利息及び配当金	△ 1,299
支払利息	18,520
資産減耗費	48,950
未収金の増減額(増加は△)	△ 710
たな卸資産の増減額(増加は△)	△ 4,229
その他流動資産の増減額(増加は△)	2,058
未払金の増減額(減少は△)	△ 2,529
前受金の増減額(減少は△)	△ 637
その他流動負債の増減額(減少は△)	46
小計	280,293
利息及び配当金の受取額	1,299
利息の支払額	△ 18,520
業務活動によるキャッシュ・フロー	263,072
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 346,011
国庫補助金等による収入	44,001
一般会計等からの繰入金による収入	336
工事負担金の受入による収入	126,802
分担金の受入による収入	75,935
他会計貸付金による支出	△ 110,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 208,937
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 99,748
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 99,748
IV 資金増加額(又は減少額)	△ 45,613
V 資金期首残高	2,100,763
VI 資金期末残高	2,055,150

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益	国県支出金	損益勘定留 保資金等
上下水道事業検針・ 窓口・収納等業務	千円 187,014	令和元年度 から令和3 年度まで	千円 140,154	令和4年度	千円 46,860	千円 46,860	千円	千円
上下水道事業検針・ 窓口・収納等業務	324,500	—	—	令和5年度 から令和9 年度まで	324,500	324,500		
森山浄水場等運転管 理業務	100,178	令和2年度 から令和3 年度まで	91,668	令和4年度	8,510	8,510		
森山浄水場他運転管 理業務	96,588	—	—	令和5年度 から令和6 年度まで	96,588	96,588		

令和4年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
イ	土 地	465,589	
ロ	建 物	1,011,333	
	減価償却累計額	△ 295,201	716,132
ハ	構 築 物	18,769,525	
	減価償却累計額	△ 8,887,483	9,882,042
ニ	機 械 及 び 装 置	2,123,287	
	減価償却累計額	△ 1,516,834	606,453
ホ	車両及び運搬具	19,981	
	減価償却累計額	△ 13,048	6,933
ヘ	及 び 備 品	36,709	
	減価償却累計額	△ 22,188	14,521
ト	建 設 仮 勘 定	39,189	
	有形固定資産合計		11,730,859
(2)	無 形 固 定 資 産		
イ	ソフトウェア	0	
	無形固定資産合計		0
(2)	投資その他の資産		
イ	投資有価証券	500,000	
ロ	他会計貸付金	362,000	
	投資その他の資産合計		862,000
	固 定 資 産 合 計		12,592,859
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金	2,055,150	
(2)	未 収 金	184,159	
	貸倒引当金	△ 1,158	183,001
(3)	有 価 証 券	0	
(3)	貯 蔵 品	8,434	
(4)	そ の 他 流 動 資 産	19,368	
	流 動 資 産 合 計		2,265,953
	資 産 合 計		14,858,812

負債の部		
3 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の		
財源に充てる		
ための企業債	496,440	
企業債合計		496,440
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金	93,520	
引当金合計		93,520
固定負債合計		589,960
4 流動負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の		
財源に充てる		
ための企業債	90,145	
企業債合計		90,145
(2) 未払金		241,479
(3) 前受金		3,750
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	6,840	
引当金合計		6,840
(5) その他流動負債		9,228
流動負債合計		351,442
5 繰延収益		
長期前受金	11,782,863	
収益化累計額	△ 5,747,238	
繰延収益合計		6,035,625
負債合計		6,977,027
資本の部		
6 資本金		6,771,503
(1) 固有資本金		119,177
(2) 繰入資本金		1,007,861
(3) 組入資本金		5,644,465
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金	4,164	
資本剰余金合計		4,164
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	714,190	
ロ 建設改良積立金	300,000	
ハ 利益剰余金	91,928	
利益剰余金合計		1,106,118
剰余金合計		1,110,282
資本合計		7,881,785
負債資本合計		14,858,812

議第 7 3 号

令和 4 年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度美濃加茂市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度美濃加茂市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第 1 款 下水道事業費用	2,264,939 千円	25,000 千円	2,289,939 千円
第 1 項 営業費用	1,975,409 千円	25,000 千円	2,000,409 千円

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

令和4年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			2,264,939	25,000	2,289,939
	1 営業費用		1,975,409	25,000	2,000,409
		1 汚水管渠費 (流関公共)	45,321	1,000	46,321
		2 汚水管渠費 (蜂屋川公共)	31,370	1,400	32,770
		3 汚水管渠費 (下米田特環)	23,672	1,100	24,772
		11 処理場費 (蜂屋川公共)	197,689	15,700	213,389
		12 処理場費 (稲辺農集)	18,020	500	18,520
		13 処理場費 (山之上農集)	33,817	2,600	36,417
		14 処理場費 (伊深農集)	33,370	2,700	36,070

令和4年度美濃加茂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 5,477
減価償却費	1,124,880
貸倒引当金の増減額(減少は△)	9
賞与引当金の増減額(減少は△)	245
退職給付引当金の増減額(減少は△)	0
長期前受金戻入益	△ 621,541
受取利息及び配当金	△ 5
支払利息	247,059
資産減耗費	1,860
未収金の増減額(増加は△)	△ 724
たな卸資産の増減額(増加は△)	△ 2,280
未払金の増減額(減少は△)	13,180
その他流動負債の増減額(減少は△)	0
小計	757,206
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△ 247,059
業務活動によるキャッシュ・フロー	510,152
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 380,796
国庫補助金等による収入	94,522
一般会計等からの繰入金による収入	274,039
工事負担金の受入による収入	10,892
受益者負担金等の受入による収入	36,242
受益者分担金等の受入による収入	936
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,835
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	845,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,574,020
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	110,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 618,520
IV 資金増加額(又は減少額)	△ 72,533
V 資金期首残高	646,880
VI 資金期末残高	574,347

令和4年度美濃加茂市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ 土 地		2,387,364	
ロ 建 物	1,675,049		
減価償却累計額	<u>△ 440,612</u>	1,234,437	
ハ 構 築 物	37,478,104		
減価償却累計額	<u>△ 10,048,361</u>	27,429,743	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,183,423		
減価償却累計額	<u>△ 1,192,229</u>	991,194	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	240		
減価償却累計額	<u>△ 228</u>	12	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	3,538		
減価償却累計額	<u>△ 3,065</u>	473	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>88,091</u>	
有形固定資産合計			32,131,314

(2)無形固定資産

イ 施 設 利 用 権		<u>1,795,173</u>	
無形固定資産合計			1,795,173

(3)投 資

イ 出 資 金		<u>1,580</u>	
投資合計			<u>1,580</u>

固定資産合計 33,928,067

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金 574,347

(2)未 収 金 80,510
貸 倒 引 当 金 △ 1,254 79,256

(3)貯 蔵 品 3,430

(4)そ の 他 流 動 資 産 0

流動資産合計 657,033

資 産 合 計 34,585,100

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	14,215,691		
企 業 債 合 計		14,215,691	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための借入金	362,000		
借 入 金 合 計		362,000	
(3) 引 当 金			
イ 退職給付引当	65,782		
引 当 金 合 計		65,782	
固定負債合計			14,643,473
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,514,625		
企 業 債 合 計		1,514,625	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための借入金	0		
借 入 金 合 計		0	
(3) 未 払 金		223,912	
(4) 引 当 金			
イ 賞与引当金	4,615		
引 当 金 合 計		4,615	
(5) 債		5,000	
流動負債合計			1,748,152
5 繰 延 収 益			
(1) 長期前受金		22,285,140	
(2) 収益化累計額		△ 6,693,442	
繰延収益合計			15,591,698
負 債 合 計			31,983,323

資 本 の 部

6 資 本 金			1,519,621
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国庫補助金	727,698		
ロ 受贈財産評価	39,043		
ハ 受益者負担金	242,512		
ニ 受益者分担金	13,086		
ホ その他資本剰	214		
資本剰余金合		1,022,553	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰 余 金	59,603		
利益剰余金合		59,603	
剰 余 金 合 計			1,082,156
資 本 合 計			2,601,777
負債資本合計			34,585,100

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 30年～50年

機械及び装置 10年～20年

車両及び運搬具 4年～6年

工具器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権 50年

2 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

当事業年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、岐阜県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(3) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

(1) 令和3年度予定 (令和4年3月31日)

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,626,555千円である。

(2) 令和4年度予定 (令和5年3月31日)

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,502,412千円である。

Ⅲ. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していること、及び公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業では汚水処理と雨水処理を行っていることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分		事業の内容
公共下水道事業	汚水処理	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地における雨水排除。
特定環境保全 公共下水道事業	汚水処理	市街地以外の区域における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地以外の区域における雨水排除。
農業集落排水事業		農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理。

2 報告セグメントごとの資産、負債、その他の項目の金額

(1) 令和3年度予定

(単位：千円)

	公 共 下 水 道 事 業			
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計
セグメント資産	25,860,337	3,149,839	505,072	29,515,248
セグメント負債	24,381,220	2,966,518	163,030	27,510,768
その他の項目				
他会計繰入金	721,665	135,927		857,592
減価償却費	789,286	147,139		936,425
支払利息	202,744	19,567		222,311
他会計借入金	114,000			114,000
有形・無形固定資産の増加	172,094	173,700		345,794

	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業				農業集落 排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計		
セグメント資産	3,369,257	254,453	109,825	3,733,535	2,121,615	35,370,398
セグメント負債	3,149,379	265,958	28,488	3,443,825	1,808,551	32,763,144
その他の項目						
他会計繰入金	110,454	2,874		113,328	112,973	1,083,893
減価償却費	107,053	3,610		110,663	72,030	1,119,118
支払利息	25,854	391		26,245	12,577	261,133
他会計借入金	0	0		0	0	114,000
有形・無形固定資産の増加	66,390	58,550		124,940	1,689	472,423

(2) 令和4年度予定

(単位：千円)

	公 共 下 水 道 事 業			
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計
セグメント資産	25,213,022	3,147,250	493,357	28,853,629
セグメント負債	23,701,421	2,982,047	171,485	26,854,953
その他の項目				
他会計繰入金	693,618	152,758		846,376
減価償却費	790,641	154,487		945,128
支払利息	190,819	19,500		210,319
他会計借入金	93,000			93,000
有形・無形固定資産の増加	170,220	151,973		322,193

	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業				農業集落 排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計		
セグメント資産	3,306,023	285,406	83,383	3,674,812	2,056,659	34,585,100
セグメント負債	3,044,349	304,158	33,574	3,382,081	1,746,289	31,983,323
その他の項目						
他会計繰入金	106,639	4,830		111,469	118,451	1,076,296
減価償却費	106,839	5,135		111,974	67,778	1,124,880
支払利息	23,420	1,310		24,730	12,010	247,059
他会計借入金	17,000			17,000		110,000
有形・無形固定資産の増加	46,730	41,143		87,873	13,551	423,617

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当・勤勉手当及びこれに係る法定福利費として13,578千円を支払う予定であるため、賞与引当金4,370千円を取り崩すこととしている。

2 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、不納欠損による損失を計上する予定であるため、貸倒引当金1,021千円を取り崩すこととしている。

議第 7 4 号

指定管理者の指定について

中之島公園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
中之島公園
- 2 指定管理者に指定する団体の名称
中之島公園利活用共同体
代表企業 有限会社 E A T & L I V E
構成企業 有限会社 リ タ ッ グ
- 3 指定管理者に指定する団体の所在
代表企業 岐阜県郡上市美並町白山 1 0 1 3 番地
構成企業 岐阜県美濃加茂市本郷町 9 丁目 9 番 2 8 号
- 4 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議第 75 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

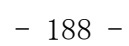
令和 4 年 11 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

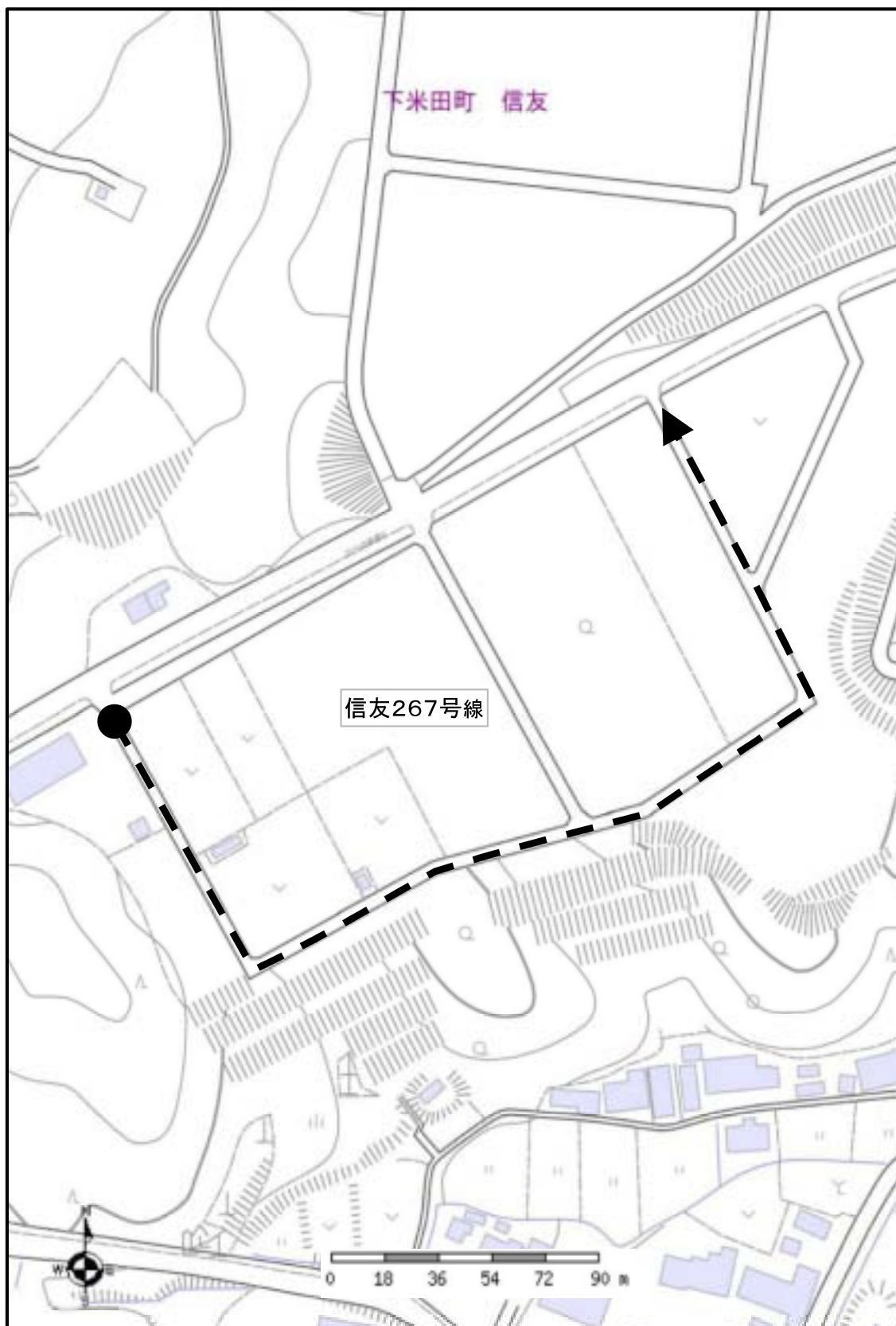
番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	信友 26 7 号線	下米田町信友字戌亥洞 3 9 6 番 2 地先	
		下米田町信友字天神洞 5 7 9 番 1 地先	
2	信友 26 8 号線	下米田町信友字戌亥洞 4 1 6 番 1 地先	
		下米田町信友字戌亥洞 4 1 9 番 1 地先	
3	信友 26 9 号線	下米田町信友字天神洞 5 7 8 番 1 地先	
		下米田町信友字戌亥洞 4 1 9 番 2 地先	
4	信友 27 0 号線	下米田町信友字天神洞 5 8 2 番 1 地先	
		下米田町信友字天神洞 5 9 3 番 1 地先	

①: 信友267号線



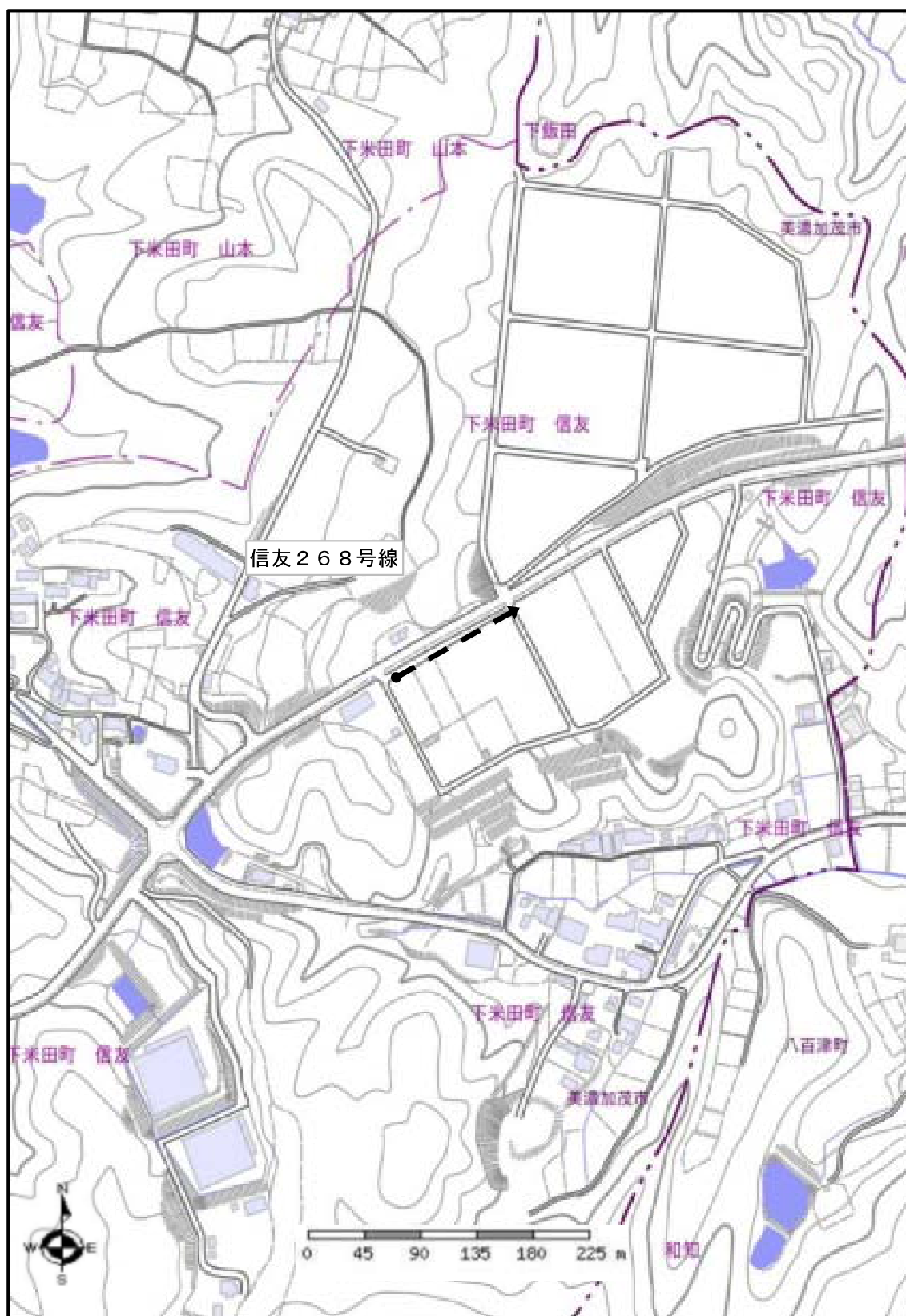
廃止路線

①: 信友267号線



廃止路線

②: 信友268号線

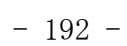


廃止路線

②: 信友268号線

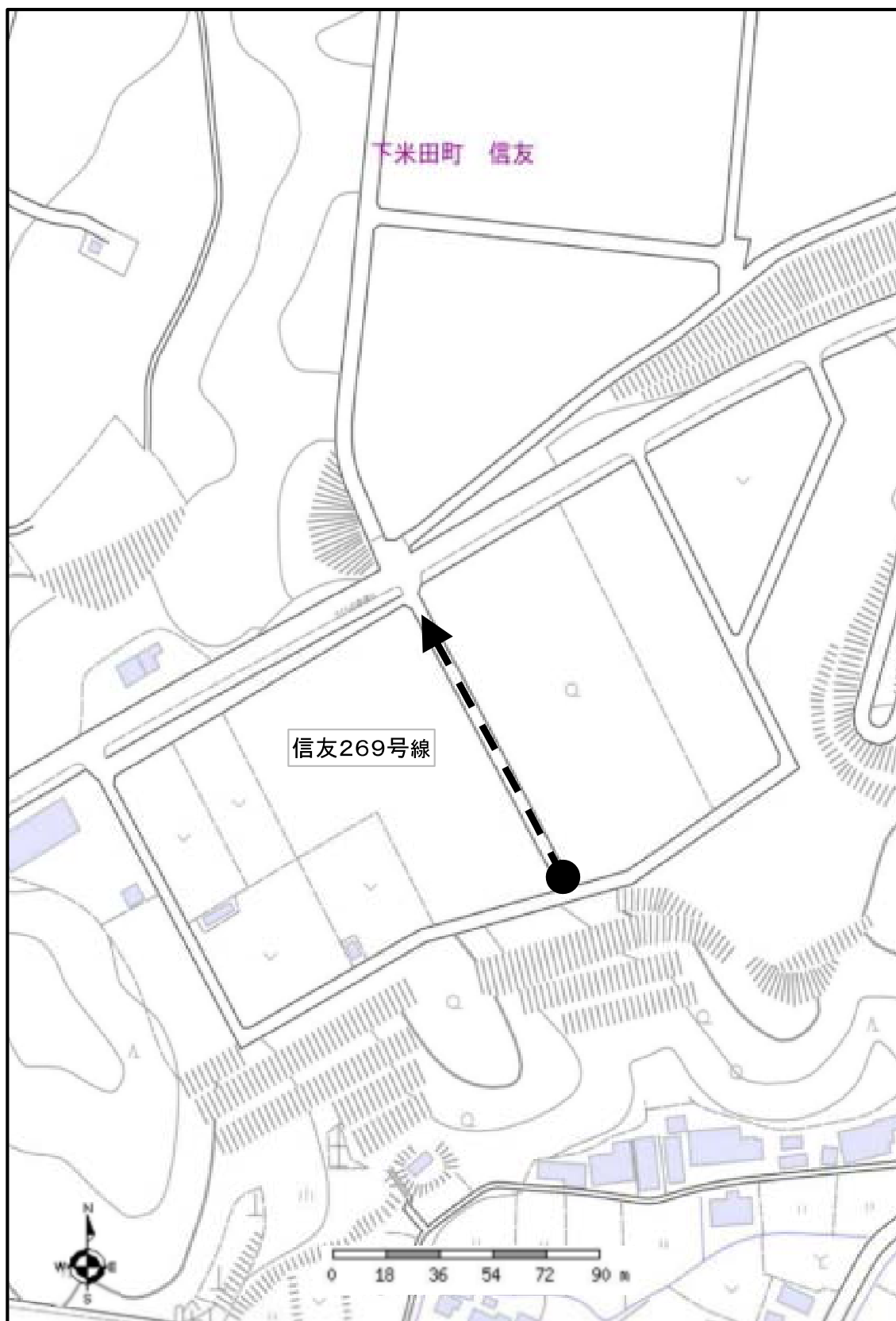


③: 信友269号線



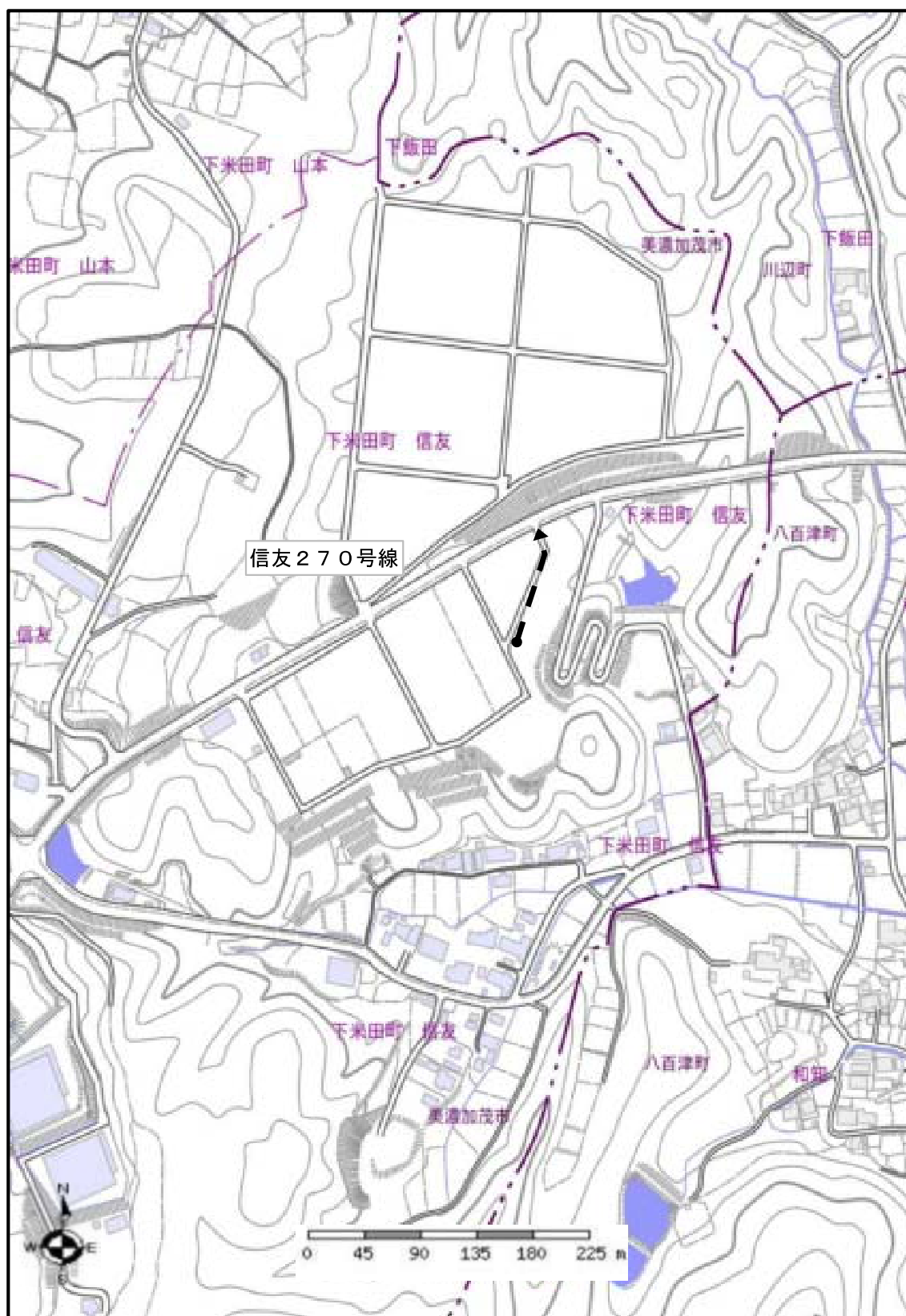
廃止路線

③: 信友269号線



廃止路線

④: 信友270号線



廃止路線

④: 信友270号線



議第 7 6 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

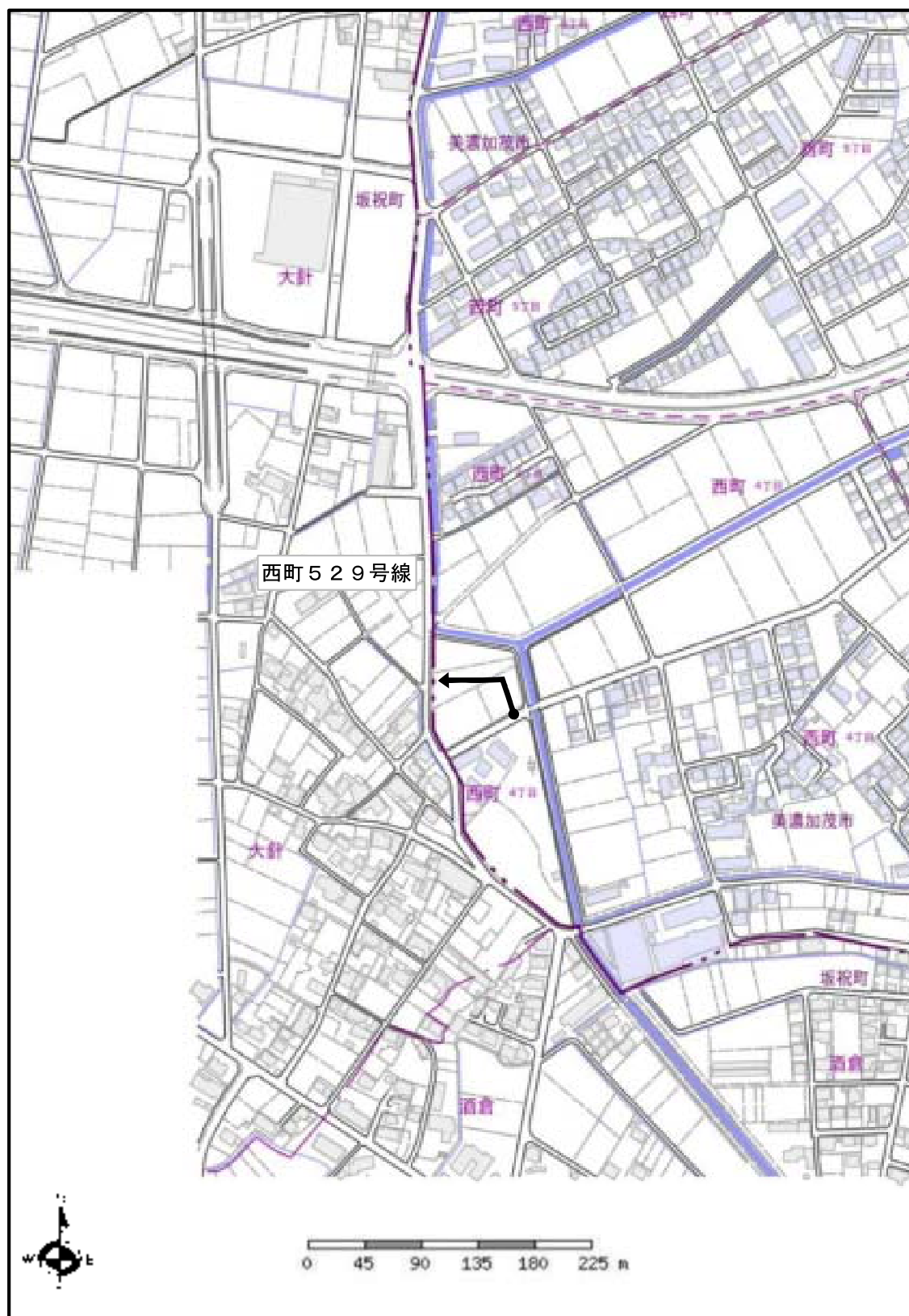
美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西町 5 2 9 号線	美濃加茂市西町四丁目 5 8 番 1 1 地先	
		美濃加茂市西町四丁目 5 8 番 1 6 地先	
2	森山 7 0 8 号線	美濃加茂市森山町二丁目 1 4 7 番 1 地先	
		美濃加茂市森山町二丁目 1 4 7 番 3 地先	
3	牧野 2 2 1 号線	美濃加茂市牧野字宮岩 2 7 7 7 番 2 地先	
		美濃加茂市牧野字宮岩 2 7 7 7 番 2 地先	

新規認定路線

①: 西町529号線



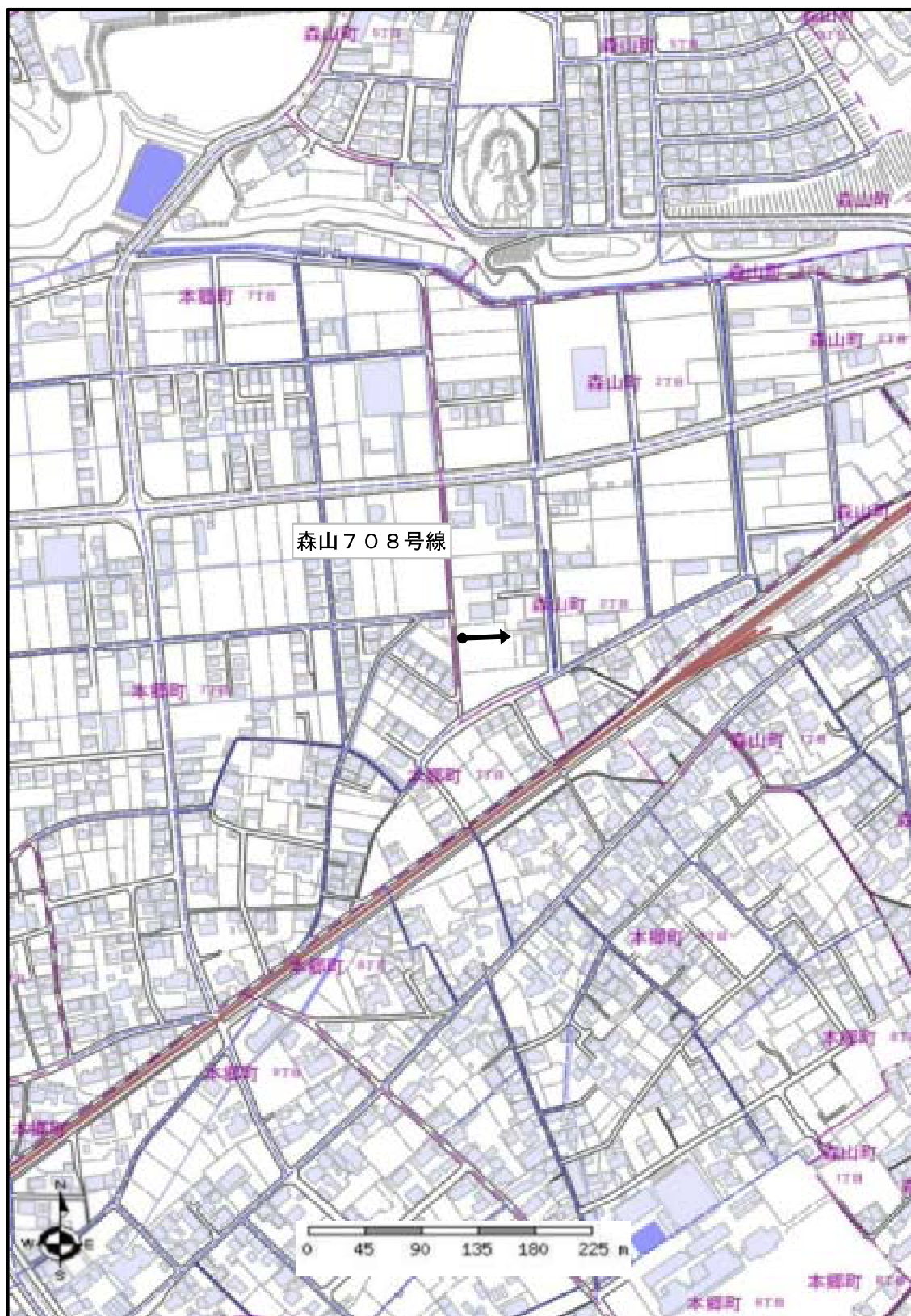
新規認定路線

①: 西町529号線



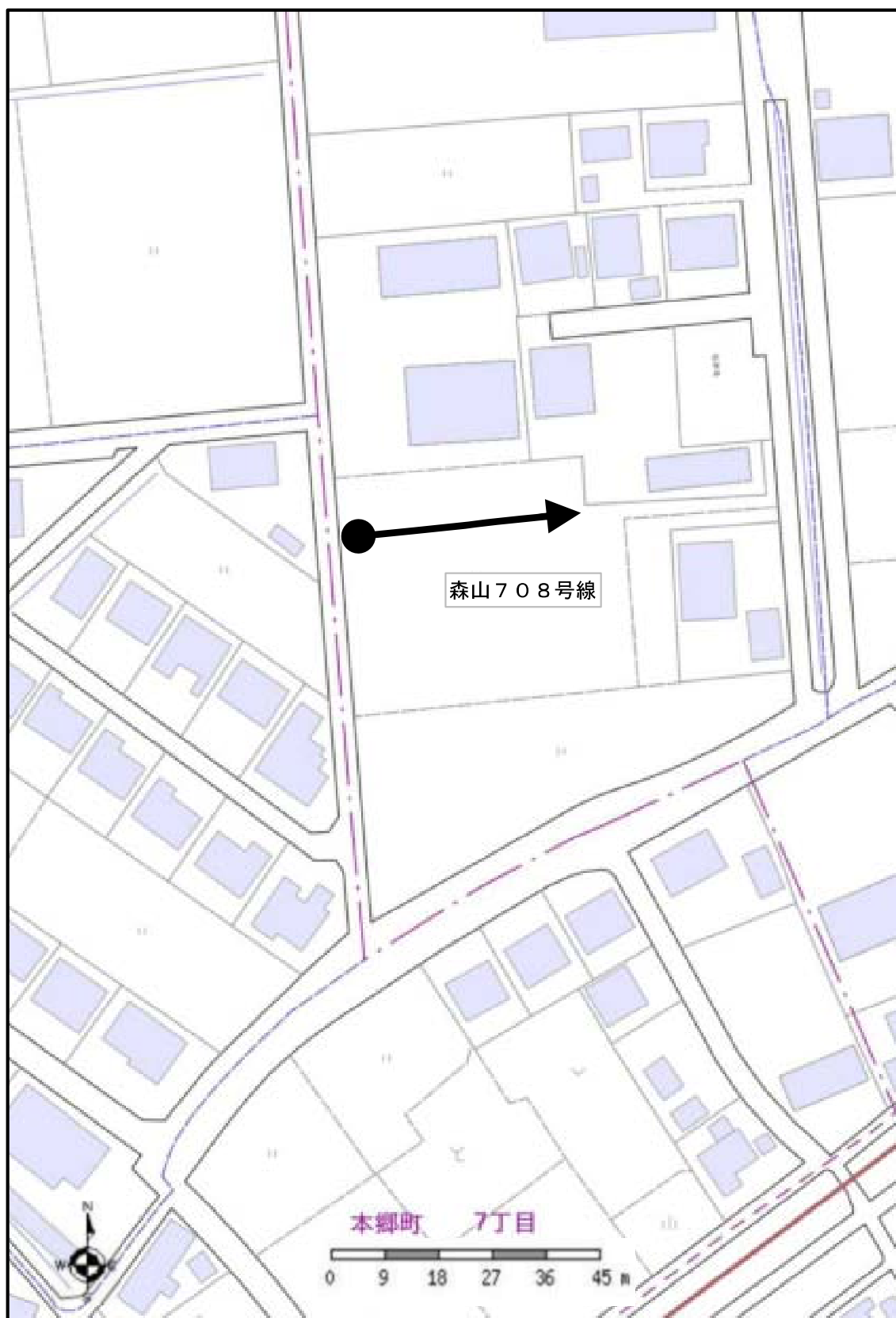
新規認定路線

②: 森山708号線



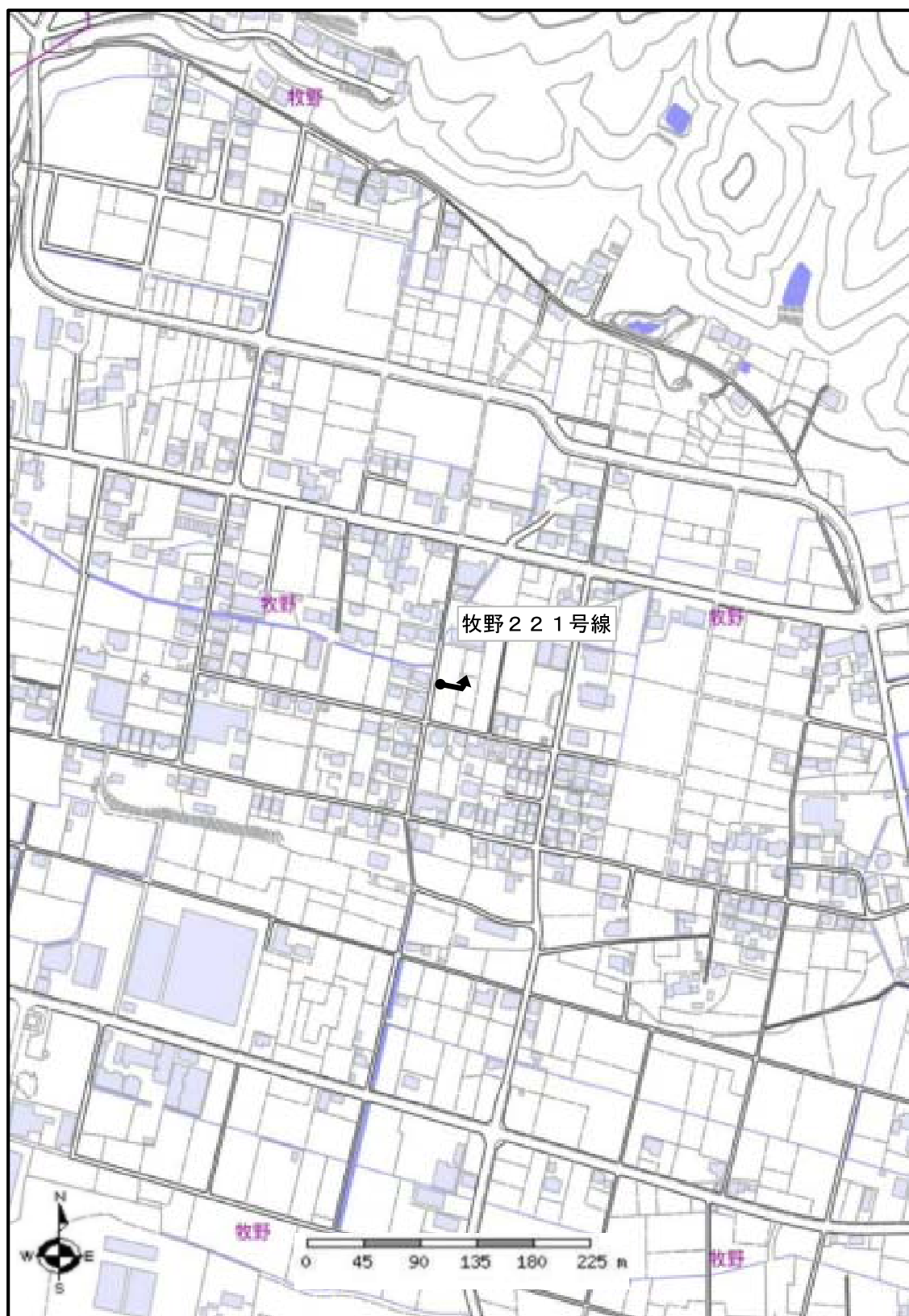
新規認定路線

②: 森山708号線



新規認定路線

③: 牧野221号線



新規認定路線

③: 牧野221号線



議第 7 7 号

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を下記のとおり変更する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定
美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏の形成に関する協定（令和 3 年 4 月 1 日）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
（連携する具体的事項及び役割分担） 第 3 条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれ a から c までに規定するものとする。 （ア） （略） （イ）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】 （略） <u>【地域内外の住民との交流・移住促進】</u> <u>・多文化共生の推進</u> <u>a 取組みの内容</u> <u>地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。</u>	（連携する具体的事項及び役割分担） 第 3 条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれ a から c までに規定するものとする。 （ア） （略） （イ）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】 （略）

<u>b 甲の役割</u> <u>日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。</u> <u>c 乙の役割</u> <u>日本語講座のスタッフ養成及び場所の提供を行う。また、外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成に対して協力・支援を行う。</u> (ウ) (略)	(ウ) (略)
--	----------------

附 則

この協定は、令和５年４月１日から施行する。

議第 7 8 号

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を下記のとおり変更する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協
定

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏の形成に関する協定（令和 3 年 4 月 1 日）の
一部を次のように変更する。

変更後	変更前
（連携する具体的事項及び役割分担） 第 3 条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれ a から c までに規定するものとする。 （ア） （略） （イ）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 <u>【地域公共交通】</u> ・ <u>圏域公共交通の整備</u> a <u>取組みの内容</u> <u>圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。</u> b <u>甲の役割</u> <u>圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。</u>	（連携する具体的事項及び役割分担） 第 3 条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれ a から c までに規定するものとする。 （ア） （略） （イ）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

<u>c 乙の役割</u> <u>圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。</u> 【デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備】 (略)	【デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備】 (略)
--	--

附 則

この協定は、令和５年４月１日から施行する。

議第 7 9 号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 小 林 喜 典
生年月日



Walkable City
Minakama